

議 事 録

平成27年第4回定例会

[一般質問]

平成27年12月8日（火）

再 開	
議 長	皆さんおはようございます。 本日の出席議員は１６人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 （１０：００）
日程第１	
議 長	日程第１ 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 １１番 福本秀昭議員
福本議員	おはようございます。 １１番 福本ですけれども、議長に通告をさせていただいておりました問題である、まず１番目がマイナンバー制度について、続きまして、教育問題として学力調査並びに中一ギャップということで、この３点について、質問を順次させていただきたいと思います。 本題に入る前に、皆さんご案内のように、１０月の３１日から１１月に入っの１日、わが本町でのメインでありますかがし祭りにおいて、何と言っても、イノシシの親子の、非常に好評であったと。まさにかがし祭りのメインではなかったかなということでございます。雨もかなり終わって、雨に打たれて、イノシシもまさに本物のイノシシのような状況であったというふうに、皆さん方が、通る人たちからですね、そういったご意見がございました。非常にかがし祭りもややマンネリ化しつつある中でも、やはり今回のイノシシの作品というのは、非常に効果があったのではないかなというふうに思っております。 また１１月、霜月からですね、１２月の師走ということで、まさに異常気象の状況の中で、霜も降りないということで、作物についてもやはり影響があるということでございます。本来なら１１月半ばに初霜も降りてもおかしくないのが、今日に至っても、まだ霜が降りないということで、逆に日照不足の状況にもあるというふうに指摘されておるわけでございます。 そういった中で、わが町にとっては農業が基盤でもございますし、基幹作物でもございますし、やはりそこは当然の気候というものが流れて、気候によって作物の成長というものが、影響があるのではないかなというふうに思っております。 では、本題に移らせていただき、まず、マイナンバー制度について、お尋ねをいたします。 国民一人ひとりに番号を割り当て、個人の所得や年金、納税などの災害情報を、１つの番号にひもを付けて管理する目的で作られる共通番号制度ですが、マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であります。しかし、反面問題も発生するのではと危惧いたしているところでございます。 そこで、マイナンバー制度の必要性について、町の基本的な考えについて、お答えいただきたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今のご質問のようにですね、マイナンバー制度につきましては、行政の効率化とか公平・公正な社会の実現のためのですね、社会基盤であるというふうに言われておりますけれども、このマイナンバー制度というのはですね、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく制度でございます。 この法律に掲げられています目的、あるいは基本理念等に則りですね、粛々と執行

	されるものであります。 また、当然のことですけれども、この法律には、地方公共団体の責務が規定をされております。町は、この法の基本理念に則り、個人番号、その他の特定個人情報の取り扱いの適性を確保するために必要な措置を講じるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとするというふうになっております。 これに従いですね、事務を進めてまいります。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	基本的な町の考えについて、お述べいただいたわけですが。 確かにですね、このマイナンバー制度については、メリット、デメリットが確かにあるわけでございます。まずはスタートというようなことで、やはりメリットをしつかり前に進めるということになるのかなと思います。 そのためにはやはり町でも、この利用に関する条例の制定ということで、本議会にですね、12月の定例会に提案なされておるわけでございます。 私は、これを見る限りでは、まだ十分じゃないというふうに、言えるのではないかなというふうに思っております。 と申しますのも、これは地方税にかかわる利用の範囲内という中でですね、13項目から取り上げてあるわけですが。もうおそらくこのマイナンバーについては、非常にデータがたくさん取り込むことができるというふうな、ましてや町独自の情報というものをですね、やはり取り込むと。 それから民間の部分についても、なんか利用も将来はできると、そういったお話がされておるわけですが、次に、マイナンバーはですね、今言いましたように社会保障、あるいは税、災害対策の分野でですね、効率的な情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が、同一の情報であることを確認するために活用され、これまで市町村役場あるいは税務署、社会保険事務所などの複数の機関をまわって書類を入手していたのが、マイナンバー制度の導入後は、社会保障あるいは税の関係、課税証明書など、添付書類等が削減されるなど、面倒な手続きが簡単になると。また、本人や家族が受けられるサービスの情報も受けられるというふうにいわれております。 自治体が特定の人物の情報を簡単に確認できるようになってしまうので、プライバシーの侵害される恐れが心配されるということでございます。 管理担当者が悪質な人物だった場合には、本来の業務でない、必要のないはずの情報にまでアクセスされてしまう恐れがありはしないかと。マイナンバーのデータ運用の制限を徹底することが求められ、カードに記載されている情報の漏えい、紛失による情報を知られてしまう流出問題等の予防、防止対策などが、果たして本町でその体制はできておるのか、その点についてお答えいただきたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 その前にですね、この通知カードが今、お手元のほうにですね、ほとんど届いていると思いますけれども。このカードの中にはですね、まだ情報というのは何も入っておりませんのでですね、その点はお間違えないようにご理解いただきたいと思います。 この情報のですね、管理ということなんですけれども、このマイナンバーの制度面と、それからシステム面の両方からですね、個人情報の保護の措置を講じておるところでございます。 制度面におきましては、法律に定めがある場合を除きまして、マイナンバーの収集、保管を禁止していること、それから、なりすまし防止のため、マイナンバーを収集す

	る際には、本人確認が義務付けられていること、マイナンバーが適切に管理されているかを特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視、監督することなどがあります。 システム面においては、個人情報とは従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理されます。芋づる式の情報漏えいを防ぐことになります。 また、行政機関同士での情報のやり取りには、直接マイナンバーは使わないこと、加えて平成29年1月から情報提供等記録開示システム、マイナポータルと言いますが、これも、これが稼働予定で、マイナンバーを含む自分の個人情報を、いつ、だれが、なぜ提供したのか、不正等が行われていないかを、ご自身で確認することが可能となります。 サイバー攻撃等をですね、受ける可能性もあることから、これまで同様に、既存の住基システムに接続された基幹系ネットワークと情報系ネットワークは切り離して、通信不可能な状態にしております。 基幹系に保存されている個人情報は、基幹系ネットワーク内のみで使用とすること。それから、業務に利用している端末を両方のネットワークに共用しないことなど、個人情報の流出防止のための十分な対策を実施しております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	今は、現在は、データは何も入っていないということは分かるわけです。将来に向けてのやはり準備とか、そういったことで、やはりそういう知識を高めていくと、問題をですね、やはりしっかり認識していくということによって、やはりそれを防止したり、予防したりするというところに繋がっていくと思うんですよ。 それは、今はデータは入っていないということは、まだスタートして、まだカードもですね、配布されたばかりであるし、まだ10分の1ぐらい配布ができない状況の自治体もあるというふうに聞き及んでおります。 やはり何と言いますか、準備を早めていくということはですね、私は別段問題はないと思っております。かえって遅れたほうがですね、後手になるほうが、問題が、收拾がつかない面もあるかもしれませんけどですね、私はできるだけやはり、いずれそういうふうな状況を迎えるということを想定しながらですね、やはりいろんな問題に対応ができるような体制というものを考えておくべきではないかなということでございます。 確かに予防、防止というのは、第三者委員会を結成というか構成されるということになるかと思いますが、非常に罰則、そういったものは明確な形で、何かそういう対策はできておるものか、第三者委員会だけのものか。 先日ちょっと課長からお話があったておりましたけれども、法的な防止というよりも罰則を強化した形で、それが国の機関で、犯罪とか、そういうものに対しては対応はされるというふうなことはお聞きいたしました。 町としては、今、第三者委員会以外にですね、その対案が何かあるのかどうか、お答えいただきたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほども申し上げましたとおりですね、通知カード自体はですね、これには何もその中には情報は入っておりませんので、番号だけしかですね。それで、あくまでもその後、番号カードを作った場合は、写真等が入りますけれども、それを使って本人確認が、身分証明書になるというだけでですね、直接その中には、カードの中には何ら情報は入っておりませんので、例えばその中に税の情報とかですね、入っているわ

	けでもありませんので、例えば紛失したとしてもですね、本人と顔写真が違うので、他の方が使ったりすることはできませんので、その点をご理解していただきたいなと思います。 それから、罰則の関係ですけれども、当然ですね、こういった特定個人情報を漏らすといったことは、これは犯罪ということになります。当然、情報漏えい等に対する罰則については、番号法の中にも記載をされているところです。 例えば3年以下の懲役、もしくは150万円以下の罰金というようなことも記載されておりますし、また、筑前町の個人情報保護条例においても、罰則規定が設けられております。こちらも2年以下の懲役、または100万円以下の罰金ということで、きちんと罰則規定が設けられております。 それから、町の職員についてはですね、当然、町職員の懲戒処分の指針においてですね、秘密漏えいとか個人等の目的外の収集、紛失、盗難、流出などですね、基準を設けまして、これに対する免職等ですね、懲戒の処分の規定もきちんと設けておるところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	職員に対する指導ということまでお答えいただいたわけですが、確かにカードで身分証明をするというようなことで、特になりすましですとかですね、そういうことも発生するかもしれないと思うんですよ。 それで、やはりそこは職員の、今、職員に対しては、この対応をしておるという、問題が発生しないようにですね、防止対策で対応しておるというふうなお答えでしたけれどもですね、やはり今後いろんな情報がカードによってですね、やはり流れると言いますか、伝達とかいろんなことが今後起きうる中での問題点が発生したときには、やはり何と言っても、その相手はその職員がそのカードを取り扱うわけでありましてですね、その辺の注意義務と言いますか、その予防的な、あるいは防止という形で、しっかりその職員の方にですね、指導をやはり徹底していただきたいなというふうに思うわけです。 その点について、再度お答えいただきたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 当然のことながらですね、番号法には秘密の管理とかですね、秘密保持義務等について、厳しく規定がされております。 特に、町職員については、地方公務員法においてもですね、秘密保持等の義務に関してですね、厳格に規定がされておるところです。 情報の管理につきましては、常日頃より職員に対しですね、厳しく管理の徹底を指導しておるところでございます。 また、先の9月議会で、番号法に則り筑前町個人情報保護条例を全部改正しましたが、その後ですね、全職員を対象に、番号法の制度及び運営に関する研修会を実施しております。そして、制度の理解と厳格な運用の徹底に努めているところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	マイナンバーが今後ですね、広く利用され、また金融関係も含めて預金とか、そういった中で、やはり証明カードがいわゆる証明という形で、カードの利用というのが、範囲が広がっていくわけです。 そういった中で、確かにカードの中にはデータはないということで、そこに番号がですね、個人の番号というものがやっぱり流出しないようにですね、そういう対策を常に持っておくということも大事だろうと思います。

	そういうことで、このマイナンバー制度は、ここ近年で完全なものになるわけでもないし、それだけにやっぱり犯罪というのもですね、当然、同時につきまといっていく問題ではないかなというふうに思うわけです。この対策については、今後もしっかりいろいろ検討されてですね、やはり対策というものを持っておるということで、お願いしたいなというふうに思っております。 次に、学力調査について、質問をさせていただきます。 学力調査については、全国的に子どもたちの学力状況を把握する全国学力学習状況調査を平成19年度から実施され、27年度調査の結果についても公表されたわけでございます。 目的は、義務教育の機会均等という、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとありますが、教育委員会は学力調査についてどう捉えられておるのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	教育委員会として学力調査をどう捉えているかについて、お答えをいたしたいと思います。 義務教育の機会均等とその水準を維持向上するという国の全国学力学習状況調査の目的を踏まえますとともに、本町では特に教育施策の検証、改善に活かし、各学校における日々の授業改善に活かすこと、町を挙げた学力向上の気運の醸成に資するためのもの、そのように捉えております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	この学力調査について、私は少し質問するのにためらった点がございました。それは申し上げるまでもなく、学校のいろんな諸問題等を聞く中で、やはり非常に学級がですね、子どもたちがやはり少数であるけれども、やはり落ち着いて授業が受けられないとか、そういった少し乱れた、やはり時としてですね、いつもということじゃないんでしょけど、時としてそういう子どもたちがやはり落ち着かない状況の中で授業をしなきゃならないといった、そういう状況の中で、やはり学力調査だけをですね、あんまり問い詰めるというのもどうかなというふうなことで、まずは平常な中で子どもたちが安全、安心した形で授業が行えるようにですね、そういったことが、まずは第一じゃないかなというふうなお話をいたしましたわけです。 しかしながら、学力調査も避けて通れないという結果の報告もお聞き、調査の結果を報告を受けたわけです。 非常に26年度に対してですね、27年度が非常に内容的には少し問題があったと。特に小学校においては算数の問題、それから中学校になればですね、数学の問題と。それから、理科の問題も非常に頭痛める状況であったというふうにお聞きいたしましたわけでございます。 しかし、全国的にはですね、もちろん秋田県も非常にレベルが高いと言っていいのか、大体調査の結果が非常に良かったと。それから三陸地方、福井とか石川、その辺が非常に定着して学力が高いと、そういうふうな結果が出ておるということでございます。 調査の結果ですね、今後学習の改善について、今後どう活かされていくのかということで、お尋ねさせていただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 本町では、福岡教育大学の小川亜弥子教授のご指導の下、学力向上推進協議会を主催し、学力分析部会や事業改善部会を通じて、各学校が調査結果の分析を行っており

	ます。 その分析結果から、問題点、考えられる要因、解決のための取り組みを考えており、その内容を各学校の学力向上プランに反映させ、それに基づいた授業改善を図っているところでもあります。 また、校長会や定例の学校訪問等におきまして、授業改善について具体的な指導、助言を行っているところでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	子どもの学力というのは、その人だけがずっとこう学習すれば、力がどんどん、どんどん付いていくかもしれませんけれども、子どもたちは義務教育の期間入れ替わっていくわけですね。毎年3年生なら3年生が受ける、6年生が受けるということで、それがやっぱり学力が定着しない形で毎年迎えていくわけですので、そこが難しいところだろうというふうに思うわけです。 同じ人が毎年学力調査を受けていくとなら、その学力というのはしっかり根付いていくものだというふうに思うわけです。しかし、1年1年新たにですね、テストを受けるといいますので、時として悪いときもひょっとしたらあるかもしれませんけれども、この学習改善については、やはり先生たちの指導の指導力と申しますか、そういうものを信頼してですね、お願いするほかはないのではないかなとも思っておるわけです。 全国的に学力調査に異論を聞きますが、学校現場や教育の受験競争や部活動など、学校間の競争などを含め様々な競争があります。それ以上のゆがんだ競争が、弊害が大きいと考え、学校の序列化やテスト、学力偏重など弊害等も考えられます。 教育委員会として、学力調査に何ら問題なく向き合うことができるのかどうか、最初にもちょっとこの点にもふれましたけれども、率直に教育委員会としては、学力調査についてのですね、問題点も心の中では持っておりはいるかもしれませんが、率直にお述べいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	確かに学力調査だけが大事だとはもちろん思っておりません。家庭生活なり学校生活をいかに充実させるかというところが大事だと思っております。 それから、早いうちから躓きを、早く先生たちが見つけて、その躓きを早めにその子どもさんと一緒に学習することが学力向上にも繋がるし、授業も楽しくなっていくのではないかと思います。 全国学力学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準を、維持向上の目的で実施されており、他者との比較や学校間を比較するものではなく、あくまでも調査目的を踏まえた教育施策の検証や教員の授業改善、並びに学校、家庭、地域が一体となつての、学力向上の取り組みに繋げていくものと考えており、学校の序列化に繋がるものとは考えておりません。 今後とも子どもたちの進路保証の基盤となる学力の向上に積極的に取り組み、豊かな心や健やかな体を育む教育のさらなる充実を図りながら、夢や志を持った、強くたくましい子どもの育成に努めてまいります。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	今、担当課長からお答えをいただいたわけですが、まさにそのとおりではないかなというふうな思いがしますので、今後の教育活動の中で、それをやはり先生たちとしっかり共有してですね、今後の指導に当たっていただけたらなというふうに、期待をいたしておきますので、よろしくお願いいたします。 では、最後の質問に移りたいと思います。 中一ギャップについて。

	中一ギャップについて、先輩、後輩という関係の出現、異なった小学校から集まった子ども同士での人間関係の再編成、小学校からの勉強の難易度の上昇などがあります。 三輪中、夜須中での中一ギャップの実態を、まずお答えいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 中一ギャップという用語についての、明確な定義はありませんけれども、小学校6年生から中学1年生で、いじめや不登校の数が急増するように見えることから使われた言葉でありまして、小学校から中学校に進級した際に、子どもたちが心理的負担を感じ、結果として不登校、引きこもりになった状態のことを言います。 本町においても、不安感をもって中学校に入学をしている生徒や、入学後に中学への適応が不安視されている生徒が見られますが、中学校に入ってから不登校や引きこもりという状態になった生徒は、現在のところおりません。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	担当課長の報告を聞きますと、今、問題ある子はいないという報告でございました。それは非常に良いことだと思いますし、どうしてもやっぱり小学校から中学校に進級した場合に、精神的な面でですね、相当不安なり抵抗、いろんなそれから部活とかですね、そんな幅広い教科も含めてですけれども、子どもたちがそれにややもすると精神的に崩れるとか、弱くなるという、これまで他のいろんな状況を聞きますとですね、そういうのがあるということでの中一ギャップの問題がですね、やっぱ浮上されておるというふうに捉えております。 そうしますと、次の質問で、実態に対して対策はできているのかというのは、もうこれは省きますけれどもですね、そういった状況をですね、今後も問題がなくですね、そういう環境になっていただきたいというふうに思うわけです。 この3番目のですね、対策の予算計上もされておりますが、これはどういった趣旨で、そうしますと、予算計上をされておるのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	福本議員のほうから、2番目の対策の分については、答弁はよろしいということでございましたけれども、本町がその不登校にならないための実施をしておりますので、その状況はお知らせしておきたいと思っております。 中一ギャップの対策といたしまして、次の5点を実施しております。 まず第1に、小中学校の情報共有です。入学前に小中学校間で、学力、行動、家庭等で気になる児童の情報交換を繰り返し丁寧に行っております。 第2に、小中の児童生徒の交流活動です。小学校6年生の中学校への体験入学や中学校によるリトルティーチャーのボランティア等を通じた交流を行うことで、中学入学への不安感の解消を図っております。 第3に、中学校に入学してすぐに、生徒間の横の繋がり、縦の繋がりをつくってことです。両中学校とも、入学してからふれあいキャンプを実施し、同級生の横の繋がりをつくり、5月には体育祭で上級生の縦の繋がりをつくっています。 第4に、町で雇用しているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活動です。小学校時代に課題を持っている子どもに、中学校でも継続して関わることで、子どもや保護者の心理的負担の軽減を図っています。 第5に、町単独による中学校常勤講師の活用です。中学校に入学して初めて出会う英語や難易度が上がる数学に対して、不安や戸惑いを持つ生徒が潜在的にいます。そのような子どもたちに丁寧な支援を行うために、町単独による中学校常勤講師を配置しております。

	以上、対策を実施することによりまして、未然防止に努めているところでございます。 続きまして、中一ギャップ対策のための予算の関係の回答をいたします。 町単独による中学校常勤講師の雇用で、習熟度別学習の実施により、個に応じたきめ細やかな対応ができ、学力差で生じる不安感や戸惑いの解消に効果が上がっております。 また、町で雇用しているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが中学校でも継続して関わることで、子どもや保護者の心理的負担が軽減することから、保護者や学校関係者にも感謝されておりまして、中一ギャップの予防に繋がっているものと捉えております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	私はちょっと、2点目は省きましたけれども、その陰には5点、今、説明いただいた努力がされておることが、結果としてやはり歯止めになっておるんだというふうに、改めて理解させていただいたわけでございます。 中学校に出向きますと、非常に校長先生も喜んであるわけです。もうほんとにきめ細かな配慮を教育委員会からいただいておりますと、町からいただいておりますと、いうふうなお話を聞くわけです。 それはもう生徒は、子どもたちは宝であると、そういった考えのもとにですね、そういった町の熱い教育に対する思いがあるんだということを、重ねてお話すわけですが、確かに予防的なことで今後ですね、しっかり、中一ギャップという言い方がいいか悪いかわかりませんが、その問題については努力をお願いしたいというふうに思いますし、それなりに町の期待にもですね、応えていただきたいなというふうに思います。 以上で、11番 福本の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。
議 長	これで、11番 福本秀昭議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 10時55分から再開します。 (10:46)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:55)
議 長	7番 石丸時次郎議員
石丸議員	おはようございます。 通告に従い、順次質問をします。 その前に、私事で恐縮ですが、少し時間をいただきたいと思います。 今年の8月、町の特定健診を受診しました。予想通りと言いますか、当然の結果と言いますか、再検査の紹介状をいただくことになりました。結果は、糖尿病でした。 思い当たることはいくつかありました。まず、11時ごろ夕食をしていたこと、それから運動不足、そして、あまり野菜が好きじゃありませんので、非常に少なかったということです。そのためにですね、実はお腹の周りが92cmになってしまいました。 ちなみにメタボ検診における腹囲の基準値は、男性が85cmと言われておりますから、明らかにメタボ体質であります。したがって、これまで唯一の自慢でありましたスタイルの良さも失うことになりました。 これは我慢できるとしましても、糖尿病の恐ろしさを知れば、このまま放置するわけにはいきません。幸いなことに原因が分かっていることです。まずは腹囲の基

	準値 8.5cmを目指し、がんばっているところです。が、一度ついた贅肉はなかなか落とすことは大変です。今、それを実感しているところであります。 すみません、話が少し長くなりましたが、実は本町の財政状況も少し贅肉がつきすぎたのではないかと、そのように以前から思っています。そして、このままの状態が続けば、いずれは次世代へ大きな負担を残すことになるのではないかと危惧しているところです。 平成26年度の決算では、財政構造の弾力性を分析する経常収支比率は、ご承知のとおり93.7%と、非常に高い数値となっています。 また、財政健全化判断の基準となっています実質公債費率でも13.1%と、いずれも県下の中でも高い位置にあります。まさに本町の財政状況はメタボ体質と言えます。早急に体質改善を図らなければなりません。 そこで、今回は財政問題について、質問をします。 まず1点目の、適正財政規模についてです。 この件につきましては、これまでも身の丈に合った予算という言い回しでありましたが、本町の財政規模は肥大化の傾向にあるとの認識を示したものと受け止めているところです。 そのような認識の下、町では本年2月、財政健全化を図るための指針を作成し、改善に向けた取り組みが進められていると思いますが、言うまでもなく目指すところは、健全財政の確立です。 そこでお聞きします。本町における健全財政とは、どのような状態なのか、具体的な数値等を含めお聞かせください。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 基本的に、財政規模の考え方としましては、議会あるたびに何度か申し上げております。110億程度というのが基本的なものだと思っております。 今、実際、決算を見ていただいても120億というところです。ですから、10億以上多いと。 ただ、そして、今、実際財政の中身を見てみますと、一般財源に加えて基金のいわゆる取り崩し、それから起債ですね。起債は、当然交付金に代わる基金もございましてしょうがない部分もございしますが、そういうふうなものを含めて110億と考えております。 両町合併当時、する前です。平成15年度決算で見ますとですね、歳入が100億程度、歳出が97億、6億程度です。ここら辺に戻すことがですね、一番いいのじゃないかと思っています。 ただ、いろいろ事業をしております。ご存じのとおり下水道事業、短期間に多くの事業をやっております。その負担金が、今からまだピークは先です。公債費のピークは先でございまして。そういうものを含めると、なかなか戻しにくいとは思っております。 ただ、一般財源としてですね、入るものはきちっと抑えていく。一般財源につきましても、決算の中でよく申し上げますように、標準財政規模です。これが、いわゆる標準的に運営した場合の財政収入ということでございまして、平成25年は77億となっております。26年は75億と2億減ってきております。これは交付税の減、それから歳入の減でございまして。こういうのが出てきております。 税収で言えばですね、固定資産税は、もうここ数年上がってきておりませんし、住民税につきましても、ずっと横並びでございまして。大きなものがないと。 それから、法人町民税にしても、大きくは増えてきていないという状況でございまして。ですので、こういう中でいくためには、先ほど議員さん申されましたように、いろんな

	ところで調整をしていかないかんというふうに思っています。 短期でできるものではないと思います。合併１０年かかってこの状況ですから、あと１０年以内にこれが解消できるかという、そういうものでもない。住民のニーズ、要望というのは、いろんなものがかかってきますので、そういう中でやっていくほかないということでございます。ただ身の丈に合った事業ということをですね、職員みんなで考えていかないかんということは思っております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	ただ今課長が言われましたようにですね、私も本町の適正財政規模というのは、１０５億から１１０億程度かなと、そのように思っています。 と言いますのもですね、ご承知のとおり、合併前の旧夜須町の当初予算が約５１億円、旧三輪町が４０億円程度でした。 そこで合併になったわけですが、ご承知のとおり合併の大きな目的は、経費の削減です。本町においても、この間、職員定数や議員定数の削減をはじめ、あらゆる方策を講じ、経費の削減に努めてきたところですが、先ほど課長のほうからも言われましたようにですね、一方では少子高齢化社会を迎え、行政サービスの多様化に伴う扶助費等の増加、また、合併特例債を活用しての集中的な大型事業の展開によるものであることは、私も理解をしているところでありますが、このような状態を、いつまでも続けるわけにはいかないと、そのように考えています。 早急に具体策を講じる必要があります。 そこで、いくつかの点について、確認を含め、質問をします。 本年２月に作成されました財政健全化に向けた指針の中に、平成３１年度までの財政計画が示されています。 それによりますと、本年度の歳出合計は１１６億７千万円、そして当初予算は１２０億９千万円です。約４億円の違いがありますが、これはどのように理解したらいいのかをお聞かせください。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 ご質問の内容につきましては、いわゆる健全化計画ですね。その中に出ております２７年度の財政計画、財政規模についてと、それから２７年度の当初予算が違うんじゃないかということを言っているんだと思います。 昨年２月に作っております。この時点で当初予算を作成中ですので、ある程度のものを把握しております。ただ、基本的な考え方としては、財政計画というのは予算ではございません。私の考えでは、財政計画というのは決算です。ですから決算の見込で作ってきております。 予算はどうしても膨らみます。予算は、予算がなければ事業もできませんから。先だっの議会の話になりますけど、工事費は歩切はしないと、当初予算でいくという話でいけば、当然、入札残、減というのは出てくるはずですので、その中でいくと、予算というのはそういうものを含んだ大きなものですから、実際においては、そういうものです。 ですから、現実としては決算の見込として先の見込を作っていくというのが、財政計画だというふうに考えております。 そういう意味で、若干の違いがございますし、先ほどから申しますように、１１０億というラインをですね、確保しながら考えていきたい。そして、財政計画というのは、財政を担当します部署自体がですね、こういうふうに持っていくんだというふうな考え方で作っていかないと、縮小はできないと。 いろんな部局があります。担当課にしても、いろんなことを節減はしておりますが、

	なかなか難しい部分があります。あとは、どこかの判断をしていく場面が必要になろうと考えております。そういう意味で財政課としては、こういうふうに持っていったら、財政が健全に動くんじゃないかというところで作ってきておりますので、そこ辺に誤差が出てきておるという状況でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	すみません。まだちょっと理解ができないんですが。 財政計画を作成する上での方法と言いますか、考え方と言いますか、それがいろいろあるんだろうとは思いますが、素人的に言いますとですね、最終的に決算がこれくらいであるというなら、投書の予算がそれでいいんじゃないかなというふうに思います。 そこは先ほど言いましたように、財政計画を作る上での考え方とか、そういうのがあるようですので、今、そのようになっておるんだろうと思いますが、言うならですね、理想的には、当初予算どおり執行できるというのが一番いいんじゃないかというふうに、私は思っています。 しかしながら、なかなかそうはいかないと。そこで補正ということになるんだろうというふうに思います。 今議会でも増額補正が提案されていますが、当初予算をですね、わざわざ最初から大きくする必要は、私はないと思います。 なぜならば、それは補正で対応できるというふうに考えていますので、もう一度聞きますが、財政計画を作る上では、財政課としては最終的には、数的に言うなら116億、27年、今年度はですね、それぐらいで抑えたいんだけど、当初予算では120億にしておりますというのが、ちょっとまだ理解できません。 そこら辺について、もう一度少しお聞きしたいと思います。何もわざわざ多くする必要はないと思います。 なぜならば補正があるわけですからですね、実際それは、補正はやってきておるわけですから。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 おっしゃるとおりだと思います。基本的にはそういう形で持っていくのが本来だと思います。 ですから、突発的なものもあります。急にというかですね、計画をしてきてなかったものが増えてくると。補助金が、今なら付くと。今なら付くから、この次の年度できちっとしとかないかんというのがございます。そういうのもございます。 ただ、そういう意味でですね、増えてきているのは事実でございます。 ただ、そして、予算規模もですね、いろんな面で考えれば、今いつも決算のときに書いておりますように、基金に頼った財政を行っておるのが基本でございますので、そういう意味でいけば、やはりそういうものでございます。 そして、どうしても除けないもの、いわゆる扶助費ですね、扶助費とか人件費、それから公債費。 財政計画をどうやって作っているのかという話でございますが、基本的には、初めはいわゆる収入を確保してみます。いわゆる一般財源、税収、交付税を確保します。これくらい来るだろうという計画。あとは補助金がこれくらい来るだろうと。あとはそれで作りますが、それをふってもなかなか難しいということでございます。 それを各課に配分しますが、各課としては、事業として、これはどうしてもしていかなければならないと、そういうのも出てきます。そういう中でどうしても膨らんでくるような状況でございます。

	歳出につきましても、まずは、財政計画を作るときには義務的経費を押さえます。義務的経費を押さえ、それから補助金、一部事務組合の負担金ですね、こういうのを確実に押さえていくと、自由に使えるお金と申しますか、そこが大体決まってくるようになってきますので、そういう形の中で出て来るし、だから、予算と決算とのですね、考え方というのは、そういうのが出てきます。 そこをきちっとですね、できるように努力をしていきたいというふうには思っておりますが、まだまだ難しい状況が多々あるということでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	すみません、私だけでしょうね、まだよく理解できません。 何回も言いますけれども、余裕があるとやったらですね、財政に余裕があるとやったら、まだ少し許せんところもないかなとは思いますが、 非常に厳しい財政の中で、しかもそれを、財政規模を適正に近づけていこうと。10億程度、これから削減していかないかんわけですね。 そのときに、決算ではこうしますが、当初予算は増えますということで、本当にそうなるのか。当初これくらいしか今年度は使えないということが、大事なんじゃないかなと思います。当初予算というのは、そういうふうにしていくのが本当じゃないかなと思います。 例えば家庭で言いますと、例えば毎月20万しか入って来んというのは、これは分かっているわけですから、分かっているわけですからですね、そしたら私たちどうするかと言ったら、その20万で今月をやり繰りせないかんということでやっていくわけですね。 そしたら、ああ、もうどうせ足りんかもしれん、わずかな貯金からもう先に入れとこうと、22万にしとこうとかいうことは、私の家ではしません。元々貯金もありませんから、下ろすところもありますけれども。そういうことでしません。 でも、町はそういうことをやるということですからですね、だから、もう元々20万しか入って来んわが家では、その20万でどうするか、でやっていってやるわけですよ。 そうすると、例えば外食を2回しよったやつを1回にしようとか、そういうことで20万で収まるようにしておるわけですね。 ですから、じゃあ、もう1回聞きますけど、予算は120億にしとるけれども、決算では、財政計画である116億に持っていきたいということですか。 じゃあそれ、具体的にどこをどう削っていきとるのかということもですね、分かりませんが。 すみません、しつこくて。
議 長	財政課長
財政課長	そのとおりだと思います。私もそういうふうに行きたいんですが、予算としてはですね、行政が何かやるとすれば、予算がなければできない。かつちりの予算ではできないというのが結果でございます。 ですから、決算の議会を見ていただいても分かると思いますが、予算に対して、最終的に3月補正で、不用なものはすべて落とします。落としてもなおかつ執行率から言えば、不用額が5%程度必ずあります。 こういうふうな予算を組まないと、何か突発的なときがあったもの、なかなかできないものがございますので、そのために予備費もありますし、当然補正もします。そういう中で動いておるというような状況でございます。 おっしゃるとおり、国ですね、国はそういうふうに行っていると思います。 国は当初予算として、いわゆる100兆円の当初規模を持って、それから概算要求

	を受けて、そして調整をしながら、そしてやってあります。 そして、国は、補正というのは、もう国会がですね、今度1月にありますけど、もう3月しかありませんので、その中で調整をされるし、ですからもうできんということで、大枠のものでやってますからですね、そういう意味ではできるとは思いますが、ただ、末端と申しますか、市町村になるとそこ辺は厳しいものがあるということでございます。 それができるようには努力をしたいと思ひますし、それをできるように実施計画というものを作ってですね、その中で配分をしてきておるところでございますが、未だ実施計画につきましても、次の年の実施計画もはっきり分かってこない。それは、国の予算の付き具合というのもございます。 当然ありますし、例えば扶助費なんかいったら、重大な障害を持って入院をなさる方があれば、もう1千万ポツと違ってきます。そういうのもございまして、なかなか見込みができないというのがあって、予算になっております。そして最終的に、それが整理が終わったのが、決算でございます。 そういう意味ですね、突発的だけではございませんが、そういう意味の中で、予算と決算というような形になっております。 決算の見込みを持っていくという考え方で、財政計画は作っておるというような状況でございます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まずもってですね、財政運営の基本的な考え方でございます。 入を量って出を制す、これがまさに財政運営の基本でございまして、町の家計と同じでございます。入る金をきちっと量って、そして出る金をセーブしていこうというのが、財政運営の基本でございます。 しかしながら行財政におきましては、後年度の人たちが負担するものが適当な事業も数多くございます。 例えば学校建設、校舎なんていうのは、その当時の人たちだけが負担するものではございません。先々20年、30年の人たちも必要に負担額に応じて支払うべき性格のものでございます。そういった場合は仮にお金があっても、お金を借りて将来の人たちと負担をしていると。そういった考えが事業財政運営の基本であると。 それと10年前の決算、予算とですね、現在の予算、単なる総額だけの比較では、これはまた大きく異なっております。内容が異なっております。 端的に申せばですね、言われましたように、人件費、約6億削減しております。その6億がどこに行ったのかと申しますとですね、扶助費が7億から17億に膨らんでおります。10億膨らんでおります。 それと併せまして、まだまだ不足しますので、普通建設事業がさらに削減をしております。どうぞ10年前の普通建設事業、ここ何年かはですね、オンリーワン事業等で多かったんですけども、それ以降はかなり抑制した投資的経費の支出でございます。そういったことを考えながら、トータルとしてやっていく。 それから普通交付税もですね、10年前は30億でございました。今は様々にございまして、40億になっております。これは、普通の基準財政需要額としてみる交付税は減額となりましたけれども、今いつも言うておりますように、交付税対象となるような建設事業を起こしていった。その効果も表れまして、トータルとしては10年前よりも増額になっていると、そういったことでございます。 ただ、町民税はほぼ30億内ですね、未満で、今、お互いに収まっているところでございます。 よく言われますように、地方自治体は3割自治だと言われております。本当に10

	0億をするのに、自主財源としては3割しか持たない。だからどうしても依存財源である国の補助金に頼るんだという考え方でございまして、国の動向に非常に左右される実態があるということでございます。 ただ、私どもの考えといたしましてはですね、地方交付税の基本的な考え方といたしましては、地方交付税は当然地方が受け取るべき性格の税金だと、そのような認識ではありますけれども、なかなか国とは合意が得られないということでございます。 したがって、今後もある意味では、大都会の所得移転という考え方で補助金を受け入れる。交付税をより増額要望する。このスタンスは変えなくていきたいと、そのように考えます。
議 長	石丸議員
石丸議員	町長までありがとうございました。 私が予算に、非常にこだわるというのはですね、今はそれはあんまりないと思うんですが、いわゆる予算は使い切るものということで、かなりですね、本町だけじゃないですよ、国もそうでしょうけども、無駄遣いがあったんじゃないかと。 1月から2月にかけては必ずどこかの道路工事が始まるとかですね、そういうのもありましたもんですから、しつこく予算についてですね、質問を繰り返したわけです。 しかし、とはいえ、まだまだですね、財政が厳しいことは間違いないし、また、健全化へ向けてですね、進めていかなければならないことは事実だと思います。なお一層の改善を図られるよう強く要望しまして、次の質問事項へ移ります。 次にですね、指針が2月に出されておるわけです。要するに目標達成のための具体的な方針が掲げられていますので、そのことについてですね、お聞きをしたいと思います。 まず、事務事業の見直しを行い、支出を削減するとありますが、具体的にどのような取り組みがされているのかをお聞きます。
議 長	財政課長
財政課長	事務事業の見直しにつきましてはですね、基本的に総合計画の実施計画なり、当初予算の編成等なりでですね、見直しというのはもう、ずっと10年前から言われております。もう膨らんできておりますので、ただ必要性、緊急性を含めたところで検討してくださいということでやっておりますが、なかなか成果としては上がってきておりません。 事業のスクラップアンドビルド、この言葉はよく聞くとありますが、今、当初予算の査定を行っておりますが、スクラップ事業というのはほとんどないと。ビルド事業というのは、ビルド事業、大きなものはないですけど、国の要望なり、補助が付くからこれをするというふうな形のものはあります。 ですから、財政課としてはですね、何かをするなら1つ事業を廃止してくれということ言っております。同時にというのは難しいなら、先々もって廃止をしていただくような傾向をもって予算確保をするというような形でございますが、今のところ、先ほど町長も申し上げますように、県や国の動向などを見ながらですね、取り組んでおるような現状でございます。具体的な成果、成果として見えるものは、上がっていないのが現状です。 ただ、若干縮小したり、そういうのは当然でございます。そういう中でやっておるということでございます。 今後ですね、人口減少社会というふうな形になってくると思います。今、国勢調査が終わって整理があると思いますが、それに基づいたですね、事業展開が必要であるというふうに考えております。さらなる事務事業の見直しということをですね、強く言っておりますが、しかしながら、先ほどの話じゃないですけど、付いた身はなかなか

	か削れないというのが事業でございますので、そういう意味ですね、どこかの時点では考えを変えて、きちっとやっていく必要があるというふうに、財政課としては考えております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	それでは、次にですね、物件費等、経常的経費の削減に努めるというふうにあります、このことは進んでいますでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	物件費につきましてもですね、先ほど経常収支比率が増加した、この大きな原因が物件費でございます。 経常的なものにつきましては、賃金及び需用費、委託料の経費が増加しておることでございます。 賃金につきましては、定数を確定しておりますので、嘱託職員の増、業務の増によりまして、嘱託等の増が大きな原因でございますし、それから需用他につきましては、施設の電気代。電気代もですね、じっと見よきますと、再エネルギー付加金とかいうものが付いております。 ですから、施設が大きいものですから、１００万、２００万、年間で違ってくるようなものがございます。そういうものもあると思っております。 それから委託料につきましては、人材派遣等が増えてきておりますので、そういう委託料がですね、増えてきておるような状況でございます。 今後の対策というのは考えておりますし、今後の対策としてはですね、施設の光熱費の削減というのを考えてこないかと。そのためにはよく言われますように、ＬＥＤ化とかいうのがございます。 ただこれにつきましても、投資、最初の費用がかかると。そこら辺、どこらへんでするのかというのが検討の材料だと思っております。 それから、維持、管理等の委託ですね、維持管理費用の委託料というのが増えてきておりますので、これも見直しというか、検討が必要だというふうに考えております。 特に、随意契約をしながら進めておりますが、そういうものにつきましても、確実なやり方として、確定額ですね、審査をしていきたいというふうに考えております。
議 長	石丸議員
石丸議員	ありがとうございます。 私もですね、この経常的経費、これを削減していくというのは、なかなか厳しいんじゃないかというふうに思っています。先ほども言いましたように、職員定数もかなり削減しておりますし、議員定数も削減しております。 そういうことで、なおさらですね、今日経常的経費を削減していくというのは、なかなか厳しいものがあるんじゃないかなというふうに思っていますが、財政健全化に向けた指針、本年度の２月に出された支出削減の具体的目標なり方針の中にそれがあるものですから、どういうふうになっているんですかというふうに聞いておるわけで、たいへん厳しいところはあると思います。 物件費、経常的経費を、これからも削減していくのはたいへん厳しいところがあるとは思いますが、ぜひですね、見直しをやっていただきたいというふうに思います。 次に、補助金等について、お聞きします。 この件につきましては、昨年の１２月議会、当時の矢野副議長の一般質問の中での財政課長の回答で、この負担金・補助金が一番増加していると、財政を圧迫しているとの認識が示され、今後査定の中で整理していくとのことでしたが、どのように整理されたのかをお聞きします。
議 長	財政課長

財政課長	補助金につきましては、経費の半分以上がですね、一部組合の負担金になっております。補助費等で。 これにつきましては、町の判断でですね、削減というのはたいへん難しゅうございます。この辺については、ちょっと厳しいものがあると。 その他につきましては、大きなものにつきましては、町の団体への補助金等でございます。これにつきましては、団体の補助金については、加入者の状況それから運営状況を考慮してやって下さいということで、進めてきておりますが、なかなか難しいものがあります。 例えば期限を決めて減らしていくというのがありますけど、団体におきましては既得権というような感じでですね、思っているところがほぼです。そういう意味ではですね、改善がまだ進んでいないというところでございます。 極力いろんなものにつきましては、町単独でしている補助金につきましては、期限を切ってお願ひしたいというふうに、財政課としては各課、担当課にお願いしておるところですが、そういう意味でですね、まだ厳しいというところがですね、出てきております。 特にですね、小さな補助金と申しますか、少額な補助金がいくつもあります。これはまた補助金として削ることが難しい状況でございますので、そういう中でもあると思います。 そういう意味でいろんな見直しをしながらですね、ご理解いただいて、補助金の削減に努めたいというふうに考えております。
議 長	石丸議員
石丸議員	そうですね、補助金等についての削減もなかなか厳しいと思いますが、実は26年度の決算を見てみますと、この補助金、負担金、それから特別会計の操出金、加えて委託料、これらをすべて合計しますと、53億からなるんですね。歳出総額の、実に43%を占めています。 1つ1つこうして見てみますと、改めてたいへんな額だなという思いを持っているところです。 ところで、これまで国保会計には、一般会計より2億円を繰り入れてきましたが、本年4月より税の改定を行い、町民の皆さんには7千万円の負担をお願いしたところです。町長にとっては、断腸の思いでの決断であったのではないかと考えています。が、決断力もトップに求められる欠かせない1つであるといえます。 そこで、町長にお聞きます。 先ほどの補助金、負担金、操出金、それから委託料等を5%削減できれば2億5、6千万円程度の節減となり、財政の膠着化も少しは緩和できるのではと考えています。 先ほどの課長答弁の中でありましたように、なかなか今まで出しよった分をですね、削減していくことは厳しいというお話でしたが、ここはひとつ、この部分についてでもですね、トップとしてのリーダーシップを発揮していただきたい、そのように考えていますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 補助費等が50数億円なんですね。たいへんな額でございます。 特に、私どもがですね、注目しなければならないのは、この地方議会は国民健康保険について、大いに議論を起しますけれども、後期高齢者保険等についてはですね、一方的な負担の請求があって負担金を納めると。その補助費等も含まれているわけでございます。

	福岡県はですね、全国一後期高齢者の医療費も高い県でございます。非常に医療費等がですね、大きくこの補助費等のウェイトを占めているということは事実でございますので、ぜひ、国民健康保険税の引き上げもさせていただきまされたけれども、より健康増進に努めていただきたいし、いきいたいし、そしてなおかつ介護保険につきましてもですね、やっぱり三本立てでございます。介護保険と後期高齢者と国民健康保険、この三者がですね、本当に1割でも削減できると、大幅な削減ができるわけでございます。 確かに筑前町の様々な団体に補助費等を出しておりますけれども、そういったものの比ではないようなですね、大きな補助費等が動いているということだけは、もっともっと自覚をもって削減に努力しなければならないと、そのように考えております。 それから、人口減少社会でございます。 我々が構成しております様々な一部事務組合、人口増減のところで、改めてこの負担割合が変化を生じます。その折にも本町は、国勢調査の速報が、明け早々にはなされますけれども、横ばい以上にはなるだろうということであればですね、そういった一部事務組合等の負担割合についても、積極的な意見を述べていかなければならないと、そのようにも考えるところでもございます。 しかし、いかんせんこの額はですね、どうしても伸びてまいります。そういったことにおいては、消費税の増額によって、非常に厳しい思いもありますけれども、地方自治体を預かる者にとってはですね、消費税をぜひ導入していただいて、その分の国庫金の増額を要望していきたいと。 先日も東京に行きましたけれども、私は国民健康保険の、そういった決議集会に出向きました。そして代表者の方がしっかりと国のほうにですね、さらなる国保の市町村への助成金の増額を要望していくと。まさにこの三本立てでいきたいと思っております。住民の方々と医療費の削減、それと医療費の負担増、それと健康増進、国への要望、そういったことで、ぜひ、この補助費等の削減に努力していきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	たいへん厳しいようですが、ご承知のとおり本町の普通交付税の算定は、合併算定替えの特例が適用されてきました。が、この特例は平成26年度までであり、本年度から5年間は段階的に縮減され、平成32年度から適用されなくなります。 しかし、支所に要する経費が加算されるなどの見直しにより、交付税縮減分の7割程度は確保されるとのことですが、いずれにしても交付税が減額となることで、本町の財政がさらに厳しくなることは間違いありません。財政構造の転換をはかることは、今日の喫緊の課題であることを申し述べ、次の質問事項へ移ります。 次に、財政問題に関連することですが、行政評価についてお聞きをします。 周知のとおり、行政評価の目的は、行財政計画に不可欠な事務事業や施策などの行政評価をいかに次の施策や事業に活かすか、つまり最小の経費で最大の効果をあげることにあると考えています。 国でも長らくおざなりになっていた行政事業総点検が、先月11日から3日間開催されました。1千兆円を超える借金を抱えるという財政難の中で、当然にやるべきことです。そして、この際徹底的に洗い直し、財政健全化に向けた道筋を示してほしいと思っています。 翻って本町でも、行政評価に取り組んでいるとのことですが、そこで明らかになった課題は何か、また、行財政改革にどう結び付けているのかをお聞きしたいと思います。
議 長	総務課長

総務課長	お答えいたします。 先ほどからですね、交付税のお話があって、今度普通交付税がですね、段階的に削減されるという話もございますが、その今後5年間ですね、必要予算を含む毎年度の事務事業の評価シートを726事業についてですね、各課で作成をし、事業費が単年度100万円以上の事業、これが388事業ありますけれども、この事業について、行政評価と総合計画進捗管理、及び財政計画の3方向から、同時にヒアリングを実施しておるところであります。 それぞれの事務事業により、課題は様々でありますので、課題1つ1つについてはですね、各回答はできませんけれども、ヒアリングの段階で事業の必要性や進捗状況を確認したり、事業費、事業量の年度ごとの平準化や実施年度の繰り延べ等をですね、行っております。 また、ヒアリングの後、総務、企画、財政の3課長の評価を得て、三役に評価をしていただいております。事業の見直しや停止の指示を行っているところであります。 すでに事務事業のですね、精査というのは進めてきて、かなり進んできているというふうには思っております。 ただ、なかなかですね、事業の廃止指示については、あまり出てこないのが現状であります。見直しや規模縮小の指示もですね、その中では当然行っているところであります。 また、行政改革にどう結び付けているのかということでございますけれども、行財政改革にどう結び付けているかという点ですが、先ほど申し上げましたようにですね、本町では総務、企画、財政の3課長同席してですね、先ほど申し上げました全事業をヒアリングをしております。そして3課長評価により、行政評価と実施計画の進捗の管理、財政計画が直結し、連携していることでですね、それが行財政改革に繋がっているというふうに認識しているところでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	今日言われているところの行政事業総点検は、民主党政権時代に始まり、当時は事業仕分けと呼ばれ、やり玉に挙げられた事業の担当官僚が青ざめるという場面もあったことを、今、思い出しているところです。まさに行政評価とは、かくあるべきではないでしょうか。 当然のことではありますが、行政評価そのものが目的化したり、ましてや形骸化するようなことがあってはなりません。 そこで、行政評価の目的を確実に達成するため、予算及び決算審議のあり方を改善する必要があると考えています。 そもそも議会は議論の場と言われていますが、そのようにはなり得ていないと、私は感じています。 そこで、再度決算審査特別委員会資料を見てみますと、各課とも将来の課題が列記されていますが、これらの課題が、次年度の施策にどう活かされているのかが分かりづらいと思っています。 そこで、提案ですが、行政評価の内容をより高めるため、決算審査特別委員会資料の中に、次年度以降に向けた事業の具体的な改善提案、見通しを明記し、次の予算委員会で、そのことがどう反映されたかを報告する。そのことにより、議会との議論が深まり、行財政改革はより進むのではないかと思います。このことについては、どのようにお考えでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 ただ今、決算のですね、審査資料の中での課題等について、その改善提案をですね、

	できないだろうかというようなことでございます。 様式等についてはですね、今度検討はさせていただきたいと思います。 なお、改善提案についてはですね、当然、事務事業の評価シートの中では、そういった改善点についてもですね、当然、それぞれの課でシートを作成する折にですね、きちんと、こういったところを改善するということで出しておりますので、当然、改善策についても検討はしておりますので、あとはそういった資料として提案できるかどうかを、検討させていただきたいと思います。
議 長	石丸議員
石丸議員	言うまでもなく、課題は解決しなければならない問題であります。 したがって、課題克服には具体的で明確な数値目標を定めることが不可欠です。 このたび筑前町ハッピープランがまとまりましたが、そこでは施策の効果を客観的に検証できる指標、重要行政評価指数、いわゆるK P I が明記され、施策実現のための強い姿勢が感じられます。このような形でですね、今後進めていただければと思っていますところですよ。よろしくお願いします。 次に、普通財産の有効活用について、質問をします。 町には公営住宅建て替えに伴う空き地が、長期にわたり放置されている現状が見受けられますが、把握はしてあるのでしょうか。お聞きします。
議 長	財政課長
財政課長	公有財産につきましては、財産台帳を整備しております。というところで把握はしております。 細かいものの詳細まではできておりませんが、概ねの場所とか、いわゆる宅地で言えば、今財産として、普通財産として、宅地で81件、6,500㎡ぐらいございます。それから雑種地につきましては64件、6,000㎡ぐらいが把握しております。 それも跡地としてあるものもありますし、例えば公民館用地としてですね、三輪の場合は町に移管しておる部分がありますので、そういうのも入っておりますが、把握という形ではしておりますし、今後これをどう検討していくかというのも、まだ課題だと思っております。
議 長	石丸議員
石丸議員	今後夜須地区の公営住宅建替え計画があるようですが、跡地利用についてはですね、処分を含めた有効活用も、私は同時に検討すべきと考えますが、見解をお聞きします。
議 長	財政課長
財政課長	行政財産、いわゆる行政財産の廃止と言いますか、普通財産への転換というものは順次行われます。そういう段階の中で、それ後のですね、利用、活用というのは考えていきます。当然、おっしゃっているとおりだと思います。 今ありますのは福島団地、それから松延団地の跡地がありますので、そういうところは考えていくと。 まだ、今のところ建物がありますし、行政財産としての管理ですので、今のところは財政課の管理ではございませんが、そういう方向でですね、今後考えていく。何か利用、活用ですね、計画があれば別でございますが、なければ議員言われますように、処分を含めものを考えなければならないというふうには思っております。
議 長	石丸議員
石丸議員	ぜひですね、長期にわたって放置がされるようなことがないようにですね、住宅を建て替えるという計画が、もう何年も前からあるわけですから、じゃあ、その跡地利用についてもですね、やはり同時並行で、私は検討していくべきだと思います。 であれば、そんなに長くですね、放置されることはないと思いますので、よろしく

	お願いをしておきたいと思います。 厳しい財政状況のなか、経費の削減に努めることはもちろんですが、普通財産の有効活用についてもですね、計画的に検討していただくよう要望をしておきます。 さて、ご承知のとおり、国が減少対策の総合戦略をまとめたことを受け、地方自治体は、国の地方創生施策に基づき、人口減少や雇用創出などの対策を示す地方版総合戦略づくりを進めてきたところです。 本町においても、これまで6回の総合戦略会議を開き、今月4日、筑前町ハッピープランがまとめられました。今回の策定にあたっては、時間の制約が非常に限られていたこと、さらには多くの自治体がコンサルに丸投げするなか、本町では町長の強い意向もあり自前であったことなど、厳しい条件下にもかかわらず、総合戦略の具体的施策が提示されました。町民の皆さんのご尽力、とりわけ職員の熱意に敬意を表したいと思います。 今回示されました筑前町ハッピープランは、人口減少に歯止めをかけ、町に活力を与える最重要施策です。すべての施策を、全力を挙げて実現させなければなりません。そのことが、町の持続的な発展、さらには町民の幸せ追及に他ならないと確信するからです。共に汗を流すことを申し述べ、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、7番 石丸時次郎議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 午後1時より再開します。 (1 1 : 4 6)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 3 : 0 0)
議 長	5番 奥村忠義議員
奥村議員	昼から1番ということでございますので、なかなかまだ胸のあたりに消化しきれていないものが残っているような感じでございますが。 通告書に基づき、安心安全な町づくりについてと、空き家対策について、質問させていただきます。 安心安全な町づくりに関しましては、私にも孫が2人おりまして、小学生と幼稚園の孫でございますが、やっぱり一番危惧しておるのが、何か事故や事件に巻き込まれないかと、とにかく健康で健やかに育ってくれればいいというのを、いつも願っております。 そこで、最近全国的に暴行事件や変質者による弱体者への犯罪が新聞の紙面を賑わわせたり、テレビ、ニュース等でよく目にします。 その際、犯人逮捕の有力な手がかりとなるものの1つとして、防犯カメラが上げられています。わが町においては農村地域であり、田畑、空き地、空き家の多い町であり、人通りの少ない通りや暗くて危険な場所も数多く見受けられます。 そこで、筑前町は犯罪の少ない町、また過去において、起きた事件の再発やこれから起きうる事件に関しても、犯罪を未然に防ぐ意味からして、防犯対策を強化することが大事だと考えられます。 誰もが安心して暮らせる住みやすい町だと言われるように、また性犯罪等から子どもを守るためにも、学校周辺への防犯カメラの設置を強く希望するものであります。 そこで先日、平成25年、26年度と27年10月までの朝倉署管内における性犯罪、全町事案発生状況を生活安全課より提出していただきました。 内容については、26年中の発生件数が54件中27件と、半分が筑前町で起きた

	事案でございます。平成27年は、10月までの事案が20件、その内被害届が出たものが9件、検挙された事案はわずか1件であります。その中でも5件が筑前町で発生したもので、まだ1件も解決に至っておりません。 なお、なぜ学校周辺かと言いますと、さっきも言いましたが、女性や子どもをターゲットにした事案が多いのと、そういった弱者を狙った犯罪に走る者は、周辺の下調べをしていることがあるとも聞き及んでおります。 そこで町長は、防犯カメラの設置について、どのようなお考えをお持ちかを、ご意見をお聞かせください。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 近年、防犯カメラの有用性は広く認められ、民間施設では防犯カメラの設置が進んでいる状況でございます。また、多くの事業所から犯人検挙や犯罪防止に一定の効果があると認められているものでもございます。 一方、知らないうちに自己の姿などが撮影されて、目的外に利用されることを不安に感じる住民もおられ、その取り扱いによっては、プライバシーを侵害する恐れがあるため、防犯カメラの設置及び運用にあたっては十分な配慮が必要とされています。 筑前町の防犯カメラ設置状況でございますが、現在、町で設置しているものはございません。隣の朝倉市においては、甘木鉄道に隣接しました市が管理する駐輪場の盗難防止対策として1台を設置している状況です。 先ほど議員が申されました平成26年の筑前町での性犯罪と全町事案発生状況の27件ですが、内訳につきましては、公然わいせつや痴漢行為が14件、盗撮や声かけ行為が13件で、この13件中9件が小中学生の声かけ行為によるものでした。 時間帯は、朝が1件あったものの、あとは夕方の下校時というふうになっております。現場については様々であります。学校から自宅までの通学路の途中というふうに見受けられます。 このような性犯罪から子どもを守るため、防犯カメラは効果的な手段の1つと思われれますが、犯罪が学校周辺だけではなく、広範囲に及んでいることもありまして、設置に至るまでには十分な調査、検討が必要と思われれます。 また、公道等を撮影するには、先ほど申しましたように、周辺住民の理解やプライバシーの保護に十分配慮しなければなりません。 このことと併せ、警察のような特権も持たない役場が、公道等に役場を設置することが、同様に他の自治体でも進んでないのが現状でございます。 今後につきましては、県や警察、並びに学校教育部署とも連絡を取り、防犯カメラの設置補助金や運用に関する研究を行っていきたいといふふうに考えております。以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	プライバシーの保護等については、十分私としても認識しております。 ただ、それでもなお、筑前町の子どもたちの心身共に健やかな成長を望むものであります。また、町民憲章の本文にも謳っておりますように、「平和を願い命を大切に作る筑前町をつくります。」と、「子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。」と謳っております。 こういった観点からも、ぜひ、子どもたちの未来を守るためにも防犯カメラの設置は、とりあえずは学校周辺に必要ではないかと考えておりますが、町長の見解をお聞かせください。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。

	学校関係になりますので、教育委員会の見解を示させていただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	学校関係の見解を述べさせていただきます。 議員言われるように、防犯カメラの設置に関しましては、有効な手段の1つであると考えております。 しかしながら、先ほど林課長も言いましたように、防犯カメラの設置目的そのものは、加害者を特定するための警察への情報提供の1つであると考えます。もちろん設置することによって、安全を確保するための一因にもなることは間違いないものでございます。 議員ご質問の、学校周辺に設置ということでありますけれども、実態として不審者が出没するのは、主に下校時の学校から自宅までの間であり、学校内及び付近では発生しておらず、教育課としましては、現在のところ考えておりません。 しかしながら、不審者が出没していることは事実であり、児童生徒に特化するものではなく、町全体のことでありと考えるべきです。 なお、学校といたしましては、登下校時の教職員の見守りや地域のボランティアの協力による見守り、スクールガードリーダーによる地域巡回、また各学校には門扉を設置しており、併せて児童生徒の安全確保に努めているところであります。 しかしながら、先ほどから環境防災課長が申しますように、今後関係課との調査研究が必要だろうということは認識をしておるところでございます。以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	児童生徒に特化するものではないと、全体的なことは十分承知しております。 ただ、予算的な面も考慮しまして、まず学校周辺から。それとさっきも申しましたように、不審者は下調べをしていることが多いと。それも朝倉署において聞いたところでございますが、そういう観点から私は、学校周辺ということを申し上げております。お願いします。
議 長	教育課長
教育課長	再度の答弁になりますけれども、関係課と調査研究を行いたいと思っております。
議 長	奥村議員
奥村議員	今、調査研究を行いたいということですが、とにかく筑前町の子どもたちの未来を守るためにも、1日も早い取りかかりをお願いしたいと思っております。 それでは、続きまして2番に移らせていただきます。 2番は、1番で述べたことと同じようなことになりますので、したがって、同じことを長々としゃべる必要もないかと思っておりますので、省略いたします。 商店やコンビニなど、もう既に設置してあるところも多々ありますが、まだ設置していないところに、安心安全な町づくりの観点からも、防犯カメラの設置協力をお願いしてはいかかと思いますが、町長はどのような見解をお持ちでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 町内のストアや薬局などの大型販売店、またはコンビニエンスストアにつきましては、ほとんど店舗内に複数の防犯カメラを設置しております。また、町内のコンビニエンスストア13店舗につきましては、すでに駐車場に設置しているところもあるようでございます。 先日、朝倉警察署に相談しましたところ、管内で作るコンビニ協会の11月の会合で、防犯カメラの駐車場未設置の事業所に対しまして、設置の要請を行ったとの回答でございました。また、今後は大型店舗等にも、駐車場設置を広げる方針とのことでございます。

	町としましては、犯罪に対する捜査権がないことから、直接の要請は厳しいかと考えられますが、防犯対策強化のため警察署と連携した取り組みとして、引き続きコンビニ及び大型店舗等の駐車場未設置の事業所に対しまして、要請をしていきたいとの考えでございます。以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	今後は大型店舗等にも駐車場設置の要請を広げるとの、そういう方針とのことでございますので、できるだけ早くお願いしたいと思います。 それに、これから犯罪を犯そうとする者と適当に誰でもよい者と、ターゲットを定めた者がいるものと考えられます。 最初は声かけ、つきまとい等から、いつ何時性犯罪、暴力行為、それに対して抵抗すれば、命の危険にさらされる恐れだってあります。子どもたちの心身に健全な成長の一助として、1日も早い防犯カメラの設置を、今、課長が申されましたように、いち早く要請を広げていってほしいものであります。 では続きまして、次の街路灯をLEDに変更し、増設すべきではないかという、(2)番に移らせていただきます。 では、2番の街路灯をLEDに変更する予定、及び設置増の計画に入らせていただきます。 バス停から降りて数歩歩くと、真っ暗で怖い場所が386号線沿いや町道に数多く見受けられます。また、普段通ることのない道路で、真っ暗な交差点などに、これから犯罪を起こそうとするものが隠れるのに適している場所はいくつも見受けられます。 またそういうところでは、交差点等もあり、交通事故の発生など自転車同士のぶつかるとか、そういうことも十分考えられます。街路灯につきましては、農家の都合で点灯させていない場所もあるようですが、そこにもっと踏み込んで、農家の方のご理解を得るか、また、世間ではLED照明は被害が少ないとも言われています。実際、本当に害がないものなのか、私は存じておりませんが、もし本当であれば、道路だけを照らすLEDの照明に取り換える計画はないのか、街路灯のさらなる設置の計画はないのか、とにかくだれもが安心して暮らせる、そして安心安全な筑前町を、どのように形成されるのかを、町長にお尋ねします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 筑前町の夜間照明につきましては、道路管理で設置する街路灯、公園管理で設置する照明灯、そして防犯対策で設置する防犯灯、町の中で目的別に区分けしております。 ご質問の内容が防犯対策に関することなどで、防犯灯の状況をご説明いたします。 防犯灯につきましては、不特定多数の方が通行する生活道路で、夜間における安全確保、それと犯罪抑止を目的として設置しております。 町内の整備状況ですが、設置数としましては、11月末で2,712基となっております。その他、道路管理のための街路灯、これが99基あります。 防犯灯の設置につきましては、筑前町防犯灯設置管理要綱により、いくつかの基準を設け、毎年十数基新設している状況です。 要綱の1つに、最寄りの防犯灯から概ね100m以上離れていること、もしくは電柱1本おきの間隔での設置とあります。また、犯罪、事故等が発生する恐れがあり、設置の要望があった箇所としています。 設置までの手続きは、行政区から申請書をいただき、提出いただき、現地調査の上、費用の一部を申請者にご負担いただいて、設置に至っているところでございます。 現在の2,712基が、夜間に通行される箇所すべてを照らしているとは考えてお

	りませんが、日常の生活道路は概ね設置しているものでございます。新築等で人の動きが変わったものであれば、設置申請をお願いしているところでもございます。 また、皆さんお仕事で疲れて早く帰宅されたいとは思いますが、夜間は民家や人通りがある道を選んでいただくことや、スマートフォンやヘッドホンを使用しながら歩かないなどの、事故対策も啓発しているところでございます。 次に、LEDへの交換の件ですが、現在の防犯灯の種類としましては、全体の90%が水銀灯でございます。残りの10%は蛍光灯です。 近年LED照明につきましては、省エネ、長寿命タイプが市販されております。町内すべての電球の交換には、多額の初期投資費が必要と考えられます。また、現時点でLED、防犯灯の機能や市場価格がまだ安定していないことと、合併後の平成19年度から3カ年で、老朽化した蛍光灯タイプ1,082基を水銀灯に更新しております。 このため既存施設の耐用年数を整理しまして、LED化へは計画的な更新が必要であるというふうに思われます。 現在、LED化については、工事費や電気料を勘案した将来的な整備として、検討を進めているところでもございます。 また、点灯させていない場所があるとのことですが、先ほど申しました設置要綱の中で、防犯灯を設置する場合に、隣接した土地所有者から同意が得られることとありまして、本人同意の下で設置しているものでございます。 しかしながら、設置後に照明による農作物への影響があったりするもので、ご理解が得られない場合もございます。 解決策として、農作物に影響が出にくい電球に交換したり、農作物に照明が届かないよう遮光板を加工するなどの対策をとっておりますが、なかなか解決には至っていないのが現状でございます。 現在、道路管理者で設置しています街路灯にこの状況がありまして、水銀灯からLEDに交換して、さらなる対策をとっている最中でございます。これが実証できれば、解決に繋がるものというふうに考えているところでもございます。以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	今、担当課で最後に、LEDに交換するなど、さらなる対策をとっている状況ということでございますので、この件に関しては、できるだけ早い解決をお願いしたいと思います。 そこでもう1つ、これはお尋ねでございしますが、私の帰り道と言いますか、町道で、平成カントリーですか、あれから朝日のほうに向かって通る道に、街路灯は立っておりますが、歩道ではなくて反対側の車道のほうに立っているんですね、100m間隔おきとかでも。 私、よく夜自転車であそこを通ったりしますけども、散歩したりも走ったりもしております。 ときに、歩道側にやっぱ真っ暗な姿とか、そういう私と同じように散歩している人がいて、全く見えない状況でございます。そのときに道路側の照明灯が、これは歩道側にあればいいんだけどと、私、そう感じておるんですが、どうしてそれが道路側に立っているのかを、ちょっとよかったら教えていただきたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員が申されます道路というのが、もともとほ場整備でつくった道路でございます。その後に子どもたちの通行もあるということで、歩道のほうが設置されました。その際には、防犯灯並びに街路灯というものがございませんでした。

	しばらくしましてですね、その道路が危険だと、暗くて通行に支障があるというご要望がございまして、防犯灯のほうを設置したわけでございます。 防犯灯を設置するにあたりましてですね、元々立っていた電柱というのが、言われますように、歩道と反対側にずっと立っておりました。 まずは、照明をつけるということですね、電柱の共架する防犯灯タイプを現場のほうには設置したものでございます。 ですので、歩道のほうにそれを設置するとなればですね、もう支柱からすべてのものを揃えたものを設置しなくてはならなかったということで、緊急性もございましたもので、今の電柱に共架しているような状況でございます。以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	はい、分かりました。 それでは、これから設置される場合はですね、できるだけやっぱ人の通る場所、歩道側ですか、そういうところに設置をお願いしたいと思います。 では、続きまして、空き家対策について、質問をさせていただきます。 6月定例会で質問いたしました、その後の進捗状況として、まず①の外部検討委員会の設置はどうなっているのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 6月のですね、定例会で、一般質問ですね、お答えしていたとおりでございますけれども、改めてお答えしたいと思います。 現在ですね、福岡県で県と市町村と宅地建物取引業者、あるいは不動産業者等の専門機関と一緒にしまして、福岡県空き家対策連絡協議会を立ち上げ、管理部会、利活用部会を編成し、今年度末までに、県の空き家実態調査等の統一基準を作っている最中でございます。 特定空き家等の判断基準、空き家等対策計画のひな形等については、この県連絡協議会において外部有識者を交えて作成されているため、市町村で協議会等を設置して検討する必要性が非常に低くなってきているということもありまして、このような検討委員会についてはですね、今、その設置を含めて、どうするか検討していきたいというふうに考えておるところでございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	じゃあ、検討委員会の設置は、今年度というか今年中には設置できるということで捉えてよろしいんですね。 それでは、②番の空き家を定住促進に向けて活用する考えと言いますか、そういう、これからどうやってやっていくのかを質問いたします。
議 長	総務課長
総務課長	空き家をですね、定住促進に向けて活用をするという考え方ということですが、定住促進についてはですね、地方創生の大きなキーワードの1つでもあります。 避けて通れない課題であるというふうに認識をしております。 現在、策定中ではありますが、総合戦略の案の中におきましても、この空き家の有効活用のモデルの構築でありますとか、空き家含めての移住相談の窓口の設置であるとか、そういったことをですね、重要施策の1つとして掲げておるところであります。 先に申し上げたように、空き家の実態調査を踏まえ、28年度末までを目標に空き家等の対策計画を策定していく予定としております。 この計画策定において、より具体的に推進が図れるよう検討をしてみたいと考えております。以上でございます。
議 長	奥村議員

奥村議員	はい、了解しました。 それでは、3番の各区長に空き家状況の調査の協力依頼をしてはどうかということ、6月の定例会で質問しておりました。そこら辺の各区長さんへの空き家状況の協力はされたのかどうかをお聞きします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 これにつきましても6月の回答で申し上げましたように、県下統一した基準に基づく実態調査を行うということになることからですね、今年7月から実施を予定しておりました調査を、来年度に延期しているところでございます。 調査項目等に基準が示されれば、業者と委託契約により調査を実施する予定ですが、実施にあたっては区長の皆様のご協力をいただきながら、進めてまいりたいというふうに考えております。
議 長	奥村議員
奥村議員	議会で、商工会との意見交換会、区長さんとの意見交換会、議会報告会の中でも、皆さんやっぱこの空き家問題に関しては、全部質問が出てきております。それだけやっぱ住民の目が、この空き家に向かっているものだと、私はそう認識しております。 それで、1日も早くこの空き家、全体の空き家をどうするということがたいへん難しいことだとは、十分承知しておりますが、やっぱ住民に向けて、これだけの努力をしているんだという方向性を示してほしいものであります。 これにて私の一般質問を終わります。
議 長	これで5番 奥村忠義議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 1時40分より再開します。 (13:29)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:40)
議 長	3番 横山善美議員
横山議員	よろしくお願いをいたします。 今回の質問では、1、2で用水、光熱費について、3番で本町の知名度アップの方策について、お尋ねをしたいと思います。 特に、質問1、2については、細かい数字が出てきますが、よろしくお願いをいたします。 それでは、通告書に基づき質問いたします。 初めに、1、水道料金の現状及び今後について。 ①、本町の水道料金は周辺市町村と比べて妥当なのか、また今後の料金推移はどうか、また、現状での布設率について、お尋ねをしたいと思います。質問に先立ちまして、現状の筑前町の水道に関する調査をしました。 福岡県の水道の状況、平成27年市町村要覧によりますと、県内60市町村のうち、本町の面積は67.1平方キロで、広いほうから22番目になります。 人口密度は1平方キロ当たり441.85人で、多いほうから44番目、少ないほうから16番目となります。 計画人口比水道普及率は37.4%で、対象56地区のうち56番目、最下位でございます。 配水管当たりの給水人口は57.5人で、対象47地区のうち46番目、20㎡当

	たりの使用料金は4,305円で、対象47地区のうち6番目に高いほうになります。 給水原価667.02円、供給単価259.85円は、対象47地区のうち一番高い、また、文献では25年後の値上げ率は156%と記述があり、これも対象47地区の一番高いことになります。 この件については、次の②で再度質問をいたします。 ちなみに近隣市町村と供給単価を比べると、1番筑前町259.85円、2番筑紫野市220.93円、3番太宰府市213.07円、4番朝倉市173.16円でございます。 いずれも文献での数値であり、本町の実情とは若干の差異はあると思いますが、現在も本町が施設整備中であり、人口密度が低く、なおかつ配水管当たりの人口が極端に少ないのは十分理解をしておりますが、今後の町の方策をお尋ねしたい。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 先ほどの数値につきましては、議員さん調査のとおりでございますが、現在の筑前町の水道料金につきましては、先般の消費税の改定を受けまして、月20m³使用した場合で、月額4,428円となっており、周辺自治体と比較すると若干高めとなっております。 この理由といたしましては、本町は平成17年度から水道創設事業に着手しており、以前から事業を行っている周辺自治体と比べ、建設コストが割高になっていることや、人口が密集している都市部と比べると、集落が点在していることで、配水管1km当たりの給水戸数が極めて少ない状況となっております。 また、配水管の布設が完了していないことによる有収率の低さ、現在64.2%でございます。などが考えられます。 今後の料金の推移につきましては、まだ事業が完了していないことから、公平性の観点から料金の改正はしばらくの間ないものと考えます。 また、平成29年度以降の事業完了後に収支計画を見直し、水道料金についても再検証をしたいと考えているところでございます。 布設率につきましては、26年度末の延長ベースで92.6%となっているところでです。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	本町の加入及び接続状況というのは、平成27年9月30日現在で、全世帯数10,435戸、北部地区の未整備地区334戸を含みますけれども、うち4,971戸が加入、加入率は52%であり、接続戸数は87.4%であります。 供給単価は施設整備費にかかる費用を水道接続の加入率、接続率向上で緩和されると思いますので、水道加入、接続について、引き続き積極的に勧誘をお願いしたい。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えします。 水道の加入につきましては、工事前の説明会、あるいは供用開始前の説明会等で、地元説明会の折にお願いをしているところでございます。 また、広報紙に、定期的に水道加入、下水道もですけど、接続を今、呼び掛けている状況です。引き続き加入及び接続率の向上に向けて工事をしていきたいと考えております。 供給単価につきましては、先ほど議員さんおっしゃったとおりですけど、供給単価とは給水収益を年間の有収水量で割ったものでございますので、有収水量が増えれば供給単価は下がっていくということで、当然、有収水量を今後上げていくことに努めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長	横山議員
横山議員	今後の動向というのは、先ほどの答弁で理解をいたしました。 次の質問でございます。 先般の全国版週刊誌に、２０４０年の筑前町の水道料金が、全国でも高いほうから５番目になる。予測では月２０ｍ³当たり１０，４９７円という記載がございます。 先般、町民の方から、全国版女性週刊誌に、筑前町の水道料金についての記事が掲載されている。２０４０年には全国５番目に高くなるとの情報が寄せられました。 冒頭お聞きしたとおり、２０４０年には予測値として１０，４９７円、２０ｍ³当たりでございます。とのことで、２０１２年度４，１００円、２０ｍ³当たりに対して、料金改定率は２．５６倍と書いてあります。 その他の情報を調査いたしますと、水の安全保障戦略機構事務局の人口減少時代の水道料金はどうか。全国推計並びに報告書に、改定率上位５０事業体として、週刊誌と同じ数字、２０４０年の２０ｍ³当たり水道料金として１０，４９７円が掲載されております。 ただし、全国推計並びに報告書では、２０４０年度版の順位は、全国７位とされております。また、改定率はプラス１５６％とあります。 改定率や人口減少率数値は、福岡県の水道の状況、平成２７年市町村要覧と同じであります。 いずれにしても週刊誌及びインターネット情報を見た町民の方々に不安を与えないように、今後の実情説明をお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 この件につきましては、上下水道課としても承知をしているところです。 この予測につきましては、平成２７年２月２６日に発表された新日本有限責任監査法人と水の安全保障戦略機構事務局の共同研究による、人口減少時代の水道料金はどうか、全国推計並びに報告書に基づくものと推察されるところです。 この推計は、平成２４年度版の水道統計と人口増減率推計データを基に、２０１２年度から２０４０年度までの収益的収支で試算され、赤字転落年度から２０４０年度までの累積赤字を解消するために必要となる家庭用料金単価の値上げ率を算定したものです。 これによると、筑前町の料金改定率が２０４０年に１５６％で、一月当たり２０ｍ³使用した場合の水道料金が１０，４９７円となり、値上げ率で全国で７番目になると予測されています。 これは給水収益の算定として、２０１２年度の有収水量が、今後の各自治体の人口増減データを基に、筑前町の給水人口が２０１２年度から自助に減少していくものと予測されたことにより、給水収益が減少していくと推計されたものです。 しかしながら、本町の場合は、全国の大多数の自治体とは異なり、創設事業中であり、２０１２年度末の有収水量、約４９万トンですが、これに対して２０１４年度末の有収水量は６９万トンでありまして、約２０万トンの増、４０．８％増加しております。 今後も事業の進捗に伴い、給水人口の増加が続いていくものと考えられまして、この推計は必ずしも的確なものとは考えられないものでございます。 また、この推計では、国庫、他会計補助金収入が２０４０年度までに０となるように、直線的減少を見込まれていますが、水道料金が著しく高くなることのないよう料金の抑制のために、一般会計繰出金や国庫補助金等の財政支援措置が設けられているところです。

	上水道の高料金対策に要する経費として、給水原価が274円以上となる場合は、一般会計から繰り出すものとして、総務省からの通達があっており、これには一定の交付税措置がなされておりまして、筑前町でも一般会計から現在繰出金を受けているところであります。 このことから、2040年度にこのような料金設定になることはないものと考えているところでございます。 また、水道料金算定要領によれば、料金の算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とするとあり、25年後の2040年の収支状況を想定することには、無理があるものと考えているところでございます。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	よく分かりました。 先ほども述べましたが、住民の方々が、いたずらに不安にならないようにということで、あえて質問をさせていただいたわけでございます。 今、答弁がありましたように、274円を基準として、また考えるということでございますので、何分よろしく願いをいたします。 それでは、次の質問に移ります。 都市公園の電気料金・水道料金の現状について、お尋ねをいたします。 町民の大切な税金を有効に使うことが前提として、9月議会において、平成26年度の決算審議を行い、無駄遣いをしよらんねということで、審議を行いました。 先ほど石丸議員も質問をされましたけども、平成26年度の負担金、補助金総額50数億円の見直しはもちろんのことだと思いますが、数千円、数万円の無駄も見逃してはいけないというふうに思っています。 それでは、質問に入ります。 ①、町では、現在78カ所の都市公園がありますけども、照明の電気代、水道代の現状把握はできているかと。また、各々節約の方策はされているか。 先ほどもちょっと話が出ましたが、点灯時間の変更、それから水銀灯からLED照明への変更切り替えについてもありましたけども。 先般、都市公園の照明、それから常夜灯がある公園の点灯時間、消灯時間の調査を依頼をいたしました。点灯時間、消灯時間は、点灯開始は、それから消灯は、明るさセンサーによって管理をされているということでもございました。 多目的運動公園では、今の時期17時10分頃に点灯をするみたいです。常夜灯以外の一般照明は22時に消灯をしているようです。 都市公園78公園中、照明設備がある公園は29公園とのこと。そのうち代表的な5つの公園について調査をいたしました。 多目的運動公園、深夜消灯照明15、常夜灯6、合わせて21基、安の里公園、深夜消灯照明8、常夜灯5、計13基、ふれあい広場、常夜灯7基、歴史の里公園、常夜灯5基、三輪南公園、深夜消灯照明7基ということでもございました。 この内多目的運動公園はLED照明器具ですけども、他の公園は従来の水銀灯であるということでした。 この5公園での電気代、月に109,582円でございます。水道代は月に20,696円かかっているということでもございます。 全体29公園での電気代、水道代は把握をしておりますけれども、前記の5公園から推測すると、29公園全体で、電気代は月当たり30万から40万、水道代は月当たり8万から10万位かなというふうに思われます。 また、一般照明、常夜灯での、1基、1時間当たりの電気代を調べてみました。 多目的運動公園がLED機器だということで、1基1時間当たり1.5円でございます。

	一般都市公園が水銀灯で、1基1時間当たり6.5円と、水銀灯では実に4.3倍の電気料金が発生していることになります。 先に述べた安の里公園から三輪南公園までの4公園の照明をLED機器に取り換えれば、概数でございますけども、月72,500円、1年間では約87万円程度節約できると思います。 29公園全体を考えますと、概数ですけども、270万から300万ぐらい節約できると推測をいたします。 もちろん機器取り換えのインシヤルコストは必要でございますけども、長期的に考えて、十分に節約できるのではないかとというふうに推測をいたします。 また、一般照明が22時まで点灯しているということでございますけども、先日来20時、夜の8時から8時50分ぐらいまで、この5公園を見て回りました。 今の時期、この時期誰もいません。冬場は1時間ないし2時間、さらに照明点灯数を見直してもいいんじゃないかなと。 このことにより、これも概数ではございますけども、さらに年間15万から25万程度節約できるのではないかなと思います。 併せて水道代についても、無駄な利用がないか、確認ができていますでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 議員ご承知のとおり、調査されています件と重複することがありますので、よろしく願いいたします。 まず都市公園は78カ所ありますが、町が設置したものが23カ所であります。残りは分譲住宅の開発行為に伴ったミニ公園であります。 平成26年度まで29カ所の公園が電気を使用しています。電気使用料金は年間約370万円となっています。 このうち一番大きく電力消費をしている公園は、夜須中学校前にある百万池公園でございます。年間100万円支払っております。 要因としましては、間接照明のハロゲンランプや池の噴水、循環ろ過タンクの逆洗などに余力電気が必要であるためでございます。 水道料金としましては、20公園を上水道に切り替えています。安心安全の確保やポンプ修繕、滅菌処理が不要となり、長期に考えられた場合、費用対効果は向上すると思われます。 水道代は年間約74万円支払っている状況でございます。 現在、この内多く支払っている公園が安の里公園で、年間14万円支払っています。 節約のほうの観点ですけれど、百万池公園の電気代は高額であるということは、以前から分かっていたので、平成18年度、電気料金を下げるための方策として、春、秋及び夏と冬の3パターンに分け、噴水の頻度を下げています。 また、池の水の循環及びろ過材逆洗などを2分の1としまして、これ以上効率を下げると、池の水の滞留による悪化やろ過タンクの閉塞などを起こすため、限界の範囲内で節減に取り組んでいる状況です。 また、間接照明であるハロゲンランプの電気を多量に使用するわけですけど、これは21基ありますけど、4基のみの点灯にしているところです。 議員ご承知のとおり、LEDの照明は発光ダイオードを利用した新しい仕組みの光源でございます。議員ご承知のとおり、電気使用料の削減、光源寿命も長く、CO₂の排出量を70%削減できる省エネ効果が大きい電気施設でございます。社会基盤整備の中でLEDは今後ますます需要が多くなると考えられます。 現在の公園街路灯の主流は水銀灯でございます。計画的に取り変える予定はありませんが、昨年ではフットライトの修繕がございましたので、LEDライトを2基、ま

	た、健康ウォーキングの関係で、公園街路灯の要望がありましたので、ＬＥＤ街路灯を１基設置しています。現在取り組んでいます多目的運動公園は、ＬＥＤ照明器具を使用している状況でございます。 先ほど、総合的に取り換えたら、経費削減、イニシャルコストも含めて検討した場合、それだけのメリットがあるのではないかという議員の貴重なご提案ですが、今申したように、具体的にはそれ相当の費用が掛かりますので、計画的に取り換えていくという状況ではないところでございます。以上でございます。
議 長	横山議員
横山議員	今、最後の答弁のところ、計画的に取り換えていく予定はないということですか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	今後の公園街路灯のＬＥＤ化につきましてはですね、今後国のほうからの補助事業、公園街路灯だけではないと思いますけれど、ＬＥＤ化は今後進んでいきますので、そういう補助事業等があれば、そういうのを見計らいながら、研究していきたいという考えでございます。
議 長	横山議員
横山議員	言い方は悪いかもしれませんが、補助事業頼みということではなくって、やはり現状で、そのほうがトータル的にランニングコスト、それからイニシャルコスト含めて、トータル的に安くいく、それは、確かに一時的にお金はかかるかもしれませんが、これから３年、５年、１０年、２０年と使っていく照明器具なわけでございますので、その辺りはやっぱり一時的に支出はしても、後で取り換えていくと。 結局、トータル的に節約になるといったことは、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思っております。 それから、次の質問に移ります。 ３番、本町の知名度アップ、広報等活性化についてということでございます。 焦点がちょっと大きかったかもしれませんが、主たる町の方策だけお聞かせ願えればよろしいので、よろしくお願いします。 町の知名度はまだまだ不足であると感じております。知名度アップをはかるための具体的方策、魅力ある町づくりを図り、定住人口を増やす具体的方策はできるか、ということについてでございます。 先般のどーんとかがし祭りでは、巨大イノシシがヤフートップページにて紹介をされました。かなりのインパクトがあったことは、周知のとおりです。 さらなる魅力ある筑前町、知名度アップを図るために、東西を走る幹線道路、南北に位置する現有施設、大刀洗平和記念館、ファーマーズマーケットみなみの里、多目的運動公園など、都市公園の施設の充実はもちろんのこと、先般の一般質問でも提案をいたしましたが、埋蔵文化財の保管のあり方、歴史民俗資料室の魅力ある展示やその他の方策を早急に見直す必要もあると感じるが、具体的方策はできているのかと。 それから、先般、筑前町人口ビジョン、転入者アンケートというのがございました。 転入者希望として、町の安全、防犯、防災、それから福祉環境のさらなる充実、それから３番目に、子育てしやすい環境のさらなる充実、この３つ合わせて６２．１％であったと思います。 このことに対しても具体的方策が進んでいるのかと。観光拠点、魅力ある居住地として、定住人口の増加を目指す施策立案は急務であると感じています。 定住人口では、今後２０４０年には２４，１０６人になると予測されております。 全国での人口減少に伴い、本町でも人口減はやむを得ないと感じておりますが、その努力をするのは必要であると思っています。具体的施策、方策があれば、お聞かせ願います。

議 長	総務課長
総務課長	お答えしたいと思います。 まず、日本全体が人口急減、超高齢化という大きな課題に直面する中で、筑前町も例外ではなく、人口の減少が推定され、この問題の解決に取り組んでいかななくてはならないということは、もうご承知のとおりでございます。 しかし、人口増の対策については、これさえすればというような決定打や即効薬もなければ、これまで誰も気づかなかった奇策もないというふうにいわれております。 様々な角度から多くの分野での取り組みを、長期的、継続的に進めていくことが重要となってまいります。 そこで町では、人口減少の克服や町の創生に向けて、平成27年度から31年度までの5年間の、重点的に取り組むべき施策をまとめました筑前町総合戦略の策定を行っている途中でございます。 今議会中の最後に報告をする予定としておるところでございます。 町の知名度アップ、交流人口の増加、そして定住人口の増加という3点は、密接に関連性を持っており、それぞれの視点に立った施策が必要であると考えております。 一例を申し上げますと、食の拠点であるみなみの里、平和の拠点である大刀洗平和記念館、この町のシンボル施設の機能強化、特産品の六次化によるブランドの開発、優良企業等の誘致、I C等を活用した積極的な情報提供等を通して、筑前町自体の知名度を上げていき、交流人口の増加をはかりたいと考えております。 また、教育環境や子育て支援等を充実させ、流出人口の抑制をはかり、定住環境の整備を促進していきたいというふうに考えます。 このような総合的な取り組みを、筑前町総合戦略に基づいて推進していくことで町の知名度を上げ、交流人口を増やし、定住人口増加に結び付けるといふ、高循環サイクルを創設していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	今おっしゃったとおり、先ほどから話が出てますけれども、総合戦略の中でいろいろ議論をしているということでございます。 それ以外に現有施設の更新、それから新たな利用提案、起案をする必要があると感じています。 事業施策において、一部の部署で困難であれば、部署を越えて有望な人材を適材適所に配置するとともに、外部の有識者を交えた新たな部署を設置してもいいのではないかなと。 ちなみに今日の新聞だったと思うんですけども、大分県の竹田市でございます。地方移住に関しての記事が載っています。 専従の職員が積極的に支援をしていると、こういう記事もございますので、こういうことも含めて、新たな部署と言いますか、新たな人材を配置してもらってもいいんじゃないかなというふうに思います。 知名度アップ、魅力ある町づくりを行い、定住人口の増加をはかることが急務であり、合理化、活性化をはかるとともに、早急に対策を練る必要があると思っています。そのことに関しまして、執行部の考えをお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 1つですね、筑前町の取り組みも、ある面では注目されるべきものがあると。それは言われましたように、オンリーワン事業でございます。 職員は限られている。むしろ合併以降少なくするように努力してまいりました。しかしながら、地域の活性化ははからなくてはならないという点で、大刀洗平和記念館

	にはですね、館長ともども職員を配置しておりません。むしろ一般的な公募をやりまして、そういった民間等の経験がある方を、うちのほうで、嘱託等々で採用して、それで活性化を図っていると。 みなみの里にしてもしかりでございます。行政的な支援は十分しておりますけれども、館の運営については、第3セクターという株式会社方式を採用いたしました。 そのように、職員だけを配置するだけじゃない地域の活性化こそが、今後重要なポイントになってこようと思っております。 当然、移住とかですね、さらなる交流人口の増加についてはですね、そういった人材を多いに活用して、町としっかり連携していく、そういった方策が重要だと思っております。 現にここ10年間、詳しく言えばここ6年間の間にですね、観光人口、交流人口は100万人増えたんですね。これは、県下でトップだろうと思っております。 そして定住人口も、ここ5年で若干ではありますが増えてまいったんですね。これまた福岡都市圏以外では非常にまれだと、そのようにも考えております。 もちろん福岡市のですね、すごいエネルギーによって、人口増もはかられているのは事実でもありますけれども、山麓線の開通しかり、それからですね、新たな企業誘致、新たな地域の特性を活かした空き家の対策、そういったものを積極的に売っていくことがですね、一番の情報発信だと、そのようにも考えております。 と同時に、わが町は、皆様方と一緒にあって、本当に教育の町だということを、しっかりアピールさせていただいております。また、取り組んでいっております。そのことが情報発信にも繋がると、そのように考えます。
議 長	横山議員
横山議員	よく分かりました。 執行部それから議会が、筑前町のさらなる発展に寄与できることを願ひまして、質問を終わります。
議 長	これで3番 横山善美議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 2時30分より再開します。 (14:18)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:30)
議 長	2番 田口壤司議員
田口議員	通告書に基づき、質問させていただきます。 環境整備について、それから2番に、T P P参加による農産物の対策についてということで、順次質問させていただきます。 現在、筑前町においては、山麓線の開通、みなみの里の充実、多目的広場の建設、大刀洗平和記念館の客数の増員、企業誘致と大きな事業が進んでいまして、たいへん喜ばしいことでもあります。 一方、合併前から取り組んでおりました甘木鉄道高田駅から太刀洗駅間の鉄道沿線の農道、町道整備が遅々として進んでいません。沿線には草が生え、未舗装の部分も残っております。この下原田線、下田南線間が舗装されますと、1つには、キリンビールの春のポピー見物、秋のコスモス見物、大見物客が甘木鉄道の増客にも繋がろうと思います。 2つには、大刀洗平和記念館にも寄ってもらい、3つ目には、町が進めております

	健康増進、健康ウォーキングにも役立ちます。 沿道整備につきましては、甘木鉄道との協定もあります。あまり時間を置くのもどうかと考えますが、今後の取り組みについてお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 町道下原田線につきましては、本年第3回定例会の平成26年決算特別委員会において、回答いたしましたとおり、農業関係の補助事業を活用し、町道整備の計画をしておったところではございますけれど、受益者面積などの採択要件が整わず、未採択となっておりますのでございます。 これを町単独で事業を行うことは、財政的にも不可能でございますので、建設課とも協議を行いながら、町全体の整備につきまして、年次計画などを含めながら、検討をさせていただきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	建設課長
建設課長	私のほうからは、町道関係等の整備の考え方について、回答させていただきます。 町の道路整備の基本的な考え方としましては、緊急性、利用度、費用対効果、地元の協力体制、地域間のバランス、以上の5つを考慮しながら、整備を進めているところでございます。 議員ご質問の、下田南線の現状でございますけれども、高田の第一精工と甘木鉄道で挟まれた未舗装の道路でございます。延長が179.3mで、道路幅員が4.8m、4m未満の幅員が165.5mでございます。 甘木鉄道の三輪それり付近にあります、ありみち踏切から高田駅方面に向かい、町道323号線、下田開発線、開発1号線、延長116m程度で舗装してありますが、これを通して国道へ抜ける道路でございます。 下田開発1号線沿線には、事業所とその方の住宅がございまして、現在の通行上から見まして、舗装の緊急性は低いのではないかと考えておりますけれども、議員ご質問の中でありました、麒麟の花園のですね、来客の関係とか平和記念の関係もございまして、今後の状況を見ながら、舗装の時期等については、検討してまいりたいと思っております。 それから、甘木鉄道沿線沿いに、以前から麒麟ビールの引き込み線が残っておりまして、以前から町への寄付の相談があっていたようでございます。26年の8月に改めまして、麒麟ホールディングス株式会社より、町にぜひ寄付をしたいということで、ご相談がございました。 その発端としましては、地元高田区がですね、麒麟の用地を一部農道として利用してあるので、ぜひ、整備をしてほしいという申し出がありましたので、そのような経過から、町のほうに再度寄付の申し出がございました。 麒麟ホールディングスの委託先であります麒麟ビジネスエキスパートと地元の高田区、沿線の甘木鉄道株式会社との協議をしながら、農道として利用されてあった部分をですね、麒麟ホールディングスのほうで3m程度の碎石舗装で、農道の形態をつくっていただければ、町としては寄付を受け入れようということで、決定をしまして、現在既に舗装まで完了し、町への所有権移転登記が終わっているところでございます。 以前と比べれば、だいぶ非常に通りやすい形になったのではないかなと思っております。 この舗装につきましても、沿線農地の利用者が限られておりますので、舗装の時期等につきましては、先ほどと同じような観点で検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議 長	田口議員
田口議員	今言われましたように、今、碎石がですね、管理道路というふうなことで、田んぼが1枚ありまして、昔からそこにある田んぼの方が利用しよったというふうなことで、大多数はキリンビールを持ち物でございます。 景観がよくなればですね、おのずから人が寄ってくるものでもあります。よろしくお願いいたします。 それから(2)の、2番目の甘木鉄道太刀洗駅、それから三輪南公園、それから少年大使館、大刀洗平和記念館のある一帯に、派出所、もしくは警察官立ち寄り所、及び銀行、郵便局などの金融機関の誘致でございます。 ここは国道500号線が東西に横切りまして、夏には暴走族も出現し、朝晩爆音を響かせ、住民を困らせています。 最近では12月5日、土曜日ですが、午前5時24分にも現れております。また、町長がほめられた景色のよい三輪南公園もあり、住民の憩いの場所、ジョギングにデートの場所、老人クラブの協議の場所、イベントとかいろいろ楽しく使われています。人が寄り集まりやすい場所でもあります。 その近くには南部コミュニティの拠点であります少年大使館もあります。老人施設もあります。 ちなみに南部地区の人口が4,922人、約5千人です。世帯数が1,603世帯あります。筑前町の6分の1でございます。金融機関があつたらいいな、交番があつたら安心だな、通勤、通学するのに暗いなという声があります。事故、事件が起きては遅すぎます。行政の力で対策を、何とか立てていただきたいという質問でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	町 長
町 長	お答えいたします。 南部地区はですね、本当に合併以降、一番元気が出た、一番人口が増えた、事業所が増えた地域でございます。 合併前ですね、旧三輪町のほうがしっかり都市計画に基づいて、それりという素晴らしい住宅団地を形成していただいております。あれを核といたしまして、本当に南部地区は、学校には遠いけれども、本当に人口が増える若い町が形成されております。 同時に、やはり大刀洗平和記念館効果もありましてですね、平和記念館を整備したことによって、あの交差点を改良いたしました。そしてパチンコ店を整理いたしました。非常に環境が良くなりまして、企業も進出した、併せて保育所ができた。ということで、非常に都市的なですね、市街地が集積しつつあります。 しかしこの間も、銀行等々と話をしましたけれども、まだまだだということでございましてですね、町としても十分そういった思いを持ちながら、特に500号線の活性化、非常に今から期待が持てるところでもございます。 そういったところに十分念頭に置きながら、様々に、今、具体的なものはございませんけれども、充実を図っていききたいと、そのように考えております。 やはり少年大使館、やはり官公庁がまず施設で先行して、そして後発的にスーパー等が進出してくると。1つの民間と官が一体となった町づくりのもモデルではなかろうかとも思っているところでございます。 そういったことも十分念頭に置きながら進めてまいります。
議 長	田口議員
田口議員	安心で住みよい町づくりでございます。しっかりと町づくりをやってほしいものでもあります。

	続きまして、3番に入ります。 行政境というところは、なかなか仕事しにくいところ、取り上げないところでもあります。私が質問しているところは、旧386号線、県道福岡・日田線でございます。その筑前町と朝倉市の境のところであります。 関係者のお名前を出しますが、了承しておりますので、よろしくお願いします。 原野モータース、大森さん兄弟の住宅、その下の田畑であります。道路沿いに家が建てば、用排水路が潰されていく、道路が舗装されるたびに高くなる。道路を横切る水路は少なくなり、口径もそのままでは水はたまるばかり、冠水となる。 こういうことが、昭和40年ごろから始まり、床下浸水の大森さん兄弟、原野さんは、町、市土木事務所に何回となく苦情を訴え続けたが、うちの水ではない、溝がないという話であったと聞きました。あれから50年、大森さん兄弟は無念の思いで亡くなっております。 今回、筑前町の水道課長をはじめ関係者の努力により、行政の机上に載っているとのことですが、進捗状況はいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 議員おっしゃったとおり、以前より集中豪雨時に、朝倉市境の自動車修理工場付近の国道386号線が冠水しており、早急な対策が望まれていたところでございます。 このことを受けまして、平成25年7月4日に、筑前町、朝倉市、朝倉県土整備事務所合同の関係部署により、対策について協議を行ったところです。 この協議の結果、国道下流部の排水路について、朝倉市、筑前町双方で雨水渠整備を行い、併せて国道内の暗渠については、朝倉県土整備事務所で下流の整備が終わった段階で、整備するという方向性を確認したところでございます。 筑前町につきましては、国道南側の依井地区の行政境付近の、先ほど言われました住宅が、前面道路に排水路がないために、雨水が宅地内に浸入していたということがございましたので、本年度中に道路の横側に雨水渠、約44mを整備する予定としております。今年度中に終わらせる予定でございます。 水路の大部分、上流側、下流側のほとんどの部分につきましては、朝倉市の水路となりますので、朝倉市のほうの関係部局と先日一応協議をいたしまして、今後の計画の状況をお聞きしてまいりました。 本年度につきましては、旧国道南側の土水路、これがかなり泥とか草で埋まっていたということですね、浚渫を行ったそうです。その分と合わせて下流側の分、上流側から下流側の分の雨水渠の基本設計業務委託、基礎調査でございますが、これを本年度業務委託を実施しております。一応これが本年度いっぱいかかるそうです。 今後の予定としましては、平成28年度に基本設計をもとに、下流側の朝倉市のほうの地元と協議し、雨水渠の改修ルートを決定し、平成29年度に実施設計業務を行い、早ければ平成30年度以降に浸水対策としての雨水渠改修工事に着手していきたいということでした。以上です。
議 長	田口議員
田口議員	たいへん中身の濃い話が出まして、私もたいへん安心しております。今後ともよろしくお願いします。 それでは、大きな2番のT P P参加による農産物の対策についてという項目に入ります。 このT P Pにつきましては、環太平洋戦略的経済連携協定と最初は言っておりましたが、今は環太平洋パートナーシップとかいって柔らかく見せております。 ところが現実には、関税の段階的撤廃ということで、自動車や機械などの産業はいい

	が、農業や漁業などの生産者団体にはたいへん厳しい状況になるのではないかと思います。 2013年に安倍首相が正式参加表明し、今年10月5日大筋合意をした。これより5年程度を目途に段階的に関税が撤廃されて行くというふうなことでございます。 一度このTPPに参加しますと、自由化、規制緩和された条件は取り消すことができない約束事があります。それはラチェット規定と呼ばれております。 一度入ればですね、参加は莫大な賠償金を伴うというふうなことも言われまして、なかなか難しい問題だろうとは思いますが。 メリットもあります。 1つにはですね、肉、野菜、果物、乳製品などの輸入食品が安くなります。 2つには、貿易の自由化が進み、日本製品の輸出額が増大する。 デメリットには、1つには、外国から安い農産物が入り、農業にダメージを与える。 2つには、食の安全が脅かされる。 3つ目には、国保制度の圧迫や知的財産権、医療格差が広がる。 4つには、害虫や病気が浸入する恐れがあるといわれております。 わが筑前町は農業の町であります。たいへん影響がありますが、早く情報をつかみ、対策を講じなければと考えますが、今現在の情報の把握を尋ねます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 本町はご存じのとおり、米、麦、大豆を基幹作物とした、土地利用型農業を中心とした農業形態が主流でございます。 今回のTPP協定の大筋合意の内容につきましては、新聞報道等でもご存じかと思っておりますけれど、米の国別輸入枠の設定、麦の国別輸入枠の新設、及びマークアップの削減や乳製品の輸入枠拡大、及び関税撤廃の期間の設定など、今後ますます厳しい農業情勢が予測されるところでございます。 先日、筑前あさくら農政連からも大筋合意に対しまして、TPPに関する緊急要請書が提出され、また、当議会のほうへも同様の請願書が提出されるなど、本町の農家の皆様もたいへん危惧されていることは承知しておるところでございます。 このような中、先日の全国町村会におきましては、重要5品目の対策を含めた強力な振興施策、生産基盤や流通体制の整備、コスト対策、担い手の育成確保や六次産業化などによる農林水産物の体質強化対策、TPP対策基金の創設などの、TPP協定に関する特別決議がなされたものでございます。 また国におきましては、TPP大筋合意に対します農林水産物に係る基本方針を受け、関連政策大綱が策定されたところであり、今度具体的な施策につきましては、国の予算編成とあいまって示されていくと考えているところでございます。 TPP農業対策は、単町村だけではとてもできるものではございませんので、町といたしましては、現在、情報収集に努めながら、注視をしておるところでございます。
議 長	田口議員
田口議員	情報の共有化をお願いしまして、次に進ませていただきます。 私はですね、この問題につきましては、筑前町がですね、国内、外国を問わず、姉妹都市をつくり、人的、物的交流を促進したらどうだろうか。 2つ目にはですね、特徴ある安全な農産物作りを目指して、それが、行政が指導と助成をしていくことではなかろうかと思います。 みなみの里、第3セクターを中心とした拡大発展をですね、考えたらどうかというふうにもですね、私自身考えておるところでございます。

	次にですね、農業委員会制度の見直しが予想されますが、現在の情報の、どういう情報か、把握されておったらですね、説明をお願いしたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 農業委員会制度につきましては、農用地利用の最適化の推進のために、許認可業務のみならず、担い手の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入促進の取り組みなどが位置づけられ、農業委員会等に関する法律の一部改正が、去る9月の4日に公布され、平成28年4月1日施行となっておりますのでございます。 今回の改正による大きなポイントは、農業委員の選出方法が、現在の公選制から地域推薦公募制になり、議会の同意を得た上で、市町村長の任命によるものとなります。 また、認定農業者の過半数の登用、及び利害関係のない者の登用、女性や青年など、年齢、性別に著しい隔たりが生じないように配慮すること。 また、農業委員とともに農地の利用の最適化を進めるため、農用地利用最適化推進委員の委嘱など、今までにない大きな改正があつておるところでございます。
議 長	田口議員
田口議員	農業委員会は、農業委員あつての委員会ではありますが、農地の番人と言われております。農地の番人はどこへ向かうのかと、いうふうに思っておるところでございます。 1951年、農業委員会法が制定、翌年1952年、農地法が制定されております。アメリカが地主制復活を阻止し、自作農を要望する使命で作らせたとも言っているのではなかろうかと思っております。 そして1995年、食糧管理制度が廃止され、日本における主食である米や麦などの食糧の価格や供給等の管理を政府はやめております。これは余剰米と財政ひっ迫の名の下に、米農家の切り捨てでございます。 一方、米1俵の値段の推移を見ますと、昭和25年、吉田内閣当時、1俵当たり2,064円、昭和35年、池田内閣当時、4,117円、昭和47年、田中内閣当時、9,037円、現在の流通業界では、夢つくしがですね、1俵13,000円ではないかと、かい離価格と言われております。 米価はですね、生産費の積み上げと言われております。現状はですね、とても安い米となっておりますのでございます。 そしてアメリカの影響で農業委員の公選制をやめ、首長の選任性にするとの話もあります。企業の農業への参入、農地の一元集中化、第2次ほ場整備の案を耳にします。形を変えた地主制度ではないでしょうか。 今後農業委員会におかれましては、情報の把握と対策をお願いするものでございます。 以上で、質問終わらせてもらいます。
議 長	これで2番 田口壤司議員までの一般質問を終結します。
散 会	
議 長	これで本日の日程は、全部終了しました。 明日は、一般質問最終日です。午前10時より開始します。 本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでございました。 (14:59)